
さいたま市 国土強靱化地域計画

自助

共助

公助

令和5年4月

さいたま市

目次

第1章 計画の前提	1
(1) 頻発する大規模自然災害	1
(2) 計画策定・改定の背景	2
(3) 本市の強靱化に係る取組	3
(4) 計画見直しの目的	3
(5) 計画の位置付け	4
(6) 本計画とSDGsについて	5
第2章 対象とする災害と本市の現状	6
(1) 対象とする災害	6
(2) 市の特性からみた現状	7
(3) 防災の取組の現状	12
(4) 過去の災害	14
(5) 想定されている自然災害	19
第3章 地域強靱化の基本理念	27
(1) 基本理念	27
(2) 地域強靱化の視点	28
第4章 地域強靱化の目標設定	38
(1) 地域強靱化の基本目標	38
(2) 事前に備えるべき目標（行動目標）	38
第5章 脆弱性評価と推進方針	43
(1) 脆弱性評価の方法	43
(2) 評価のポイント	43
(3) 近年の災害などで生じた課題	44
(4) 「起きてはならない最悪の事態」の設定	46
(5) 重点的に推進する取組の設定	48
(6) 「施策分野」の設定	49
(7) 最悪の事態の発生回避に向けた脆弱性評価の結果と 地域強靱化の推進方針	50
第6章 進行管理	77
(1) 基本的な進め方	77
(2) 進捗の管理	77
(3) 計画の見直し	77

第1章 計画の前提

(1) 頻発する大規模自然災害

我が国では、毎年、自然災害により多くの人命や財産が失われてきました。その中でも、平成7年の阪神・淡路大震災は、耐震性の低い建物を中心とする多数の倒壊や、同時多発的な火災の発生等、都市直下型の地震災害として、本市を始めとする多くの自治体に教訓をもたらすものでした。

また、平成23年の東日本大震災では、本市においても、交通機関の麻痺による主要駅周辺での多数の帰宅困難者が発生しました。見沼区を中心に8,000件以上停電したほか、市内各地で計画停電が実施されました。さらに、建物・道路構造物等に被害が発生するなど、様々な被害を受けました。その対応においては、情報の収集・集約、市民への情報伝達、帰宅困難者への支援、被災地への支援と避難者の受入れ等において、課題を残すものとなりました。

東日本大震災以降も、平成28年熊本地震では、短期間で2度の震度7の揺れによる被害、避難所外避難者の多数発生、物資輸送等の混乱、直接被害を上回る災害関連死の発生等、災害のたびに新たな課題・教訓が生まれています。

風水害に関しても、平成27年9月の関東・東北豪雨における鬼怒川の堤防の決壊による常総市等での大規模な浸水被害を始めとして、多数の土砂災害を引き起こした平成29年7月九州北部豪雨や、各地にて観測史上1位を更新した平成30年7月豪雨、また、令和元年10月に関東甲信越や東北地方の極めて広範囲にわたり甚大な被害を与えた令和元年東日本台風等、毎年のように全国各地で大きな災害が発生しており、我が国の自然災害に対する脆弱性を再確認させることとなりました。



阪神・淡路大震災における市街地での火災
出典：1995.1.17-阪神・淡路大震災-(ひょうご震災記念21世紀研究機構所蔵資料)



東日本大震災における津波と津波火災による市街地被害(岩手県山田町)
出典：一般財団法人消防科学総合センター災害写真データベース



浸水被害の状況(福島県須賀川市)
出典：消防庁「令和2年3月消防の動き587号」

(2) 計画策定・改定の背景

国は、頻発する大規模自然災害等による被害を受け、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定しました。

この基本法を受け、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が定められました。以降、基本計画の継続的な運用と更新が図られ、直近では平成 30 年 12 月に変更されました。

基本法第 13 条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定められています。

これを受け、埼玉県は、平成 29 年 3 月、「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定、令和 4 年 3 月に改定しました。

本市においても、同様の理念のもと、基本計画、県地域計画と調和を保ちつつ、今後も発生が予想される様々な災害に対して、市民や地域、企業、行政が手を取り合い、自助・共助・公助の精神で一体となって地域強靱化に取り組むための基本方針として、「さいたま市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を平成 30 年 3 月に策定、4 月に施行しました。

近年では平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風等、時期や地域を問わず毎年のように全国各地で自然災害が頻発しており、そのたびに甚大な被害が発生しています。また、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害は、いつ起きてもおかしくないと言われて久しいですが、災害が発生した際は、我が国の都市機能に深刻な被害を及ぼすことが想定されています。

本市においては、頻発化・激甚化している大規模自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守り、いち早く被害からの回復を図れるよう備えておく必要があることから、これまでの取組を確認・検証した上で計画を見直すものです。

なお、各取組における進捗等の可視化を効率的に行うため、本計画とともに策定した「さいたま市国土強靱化地域計画アクションプラン」は、本年度より別冊資料「さいたま市国土強靱化地域計画に基づく事業一覧」として作成し、本計画と一体的に運用します。

(3) 本市の強靱化に係る取組

本市は、首都圏の一翼を担う政令指定都市であり、産業・文化が息づき、約133万人（令和4年1月1日時点）が暮らしています。発生の可能性が高いと予測される首都圏直下の地震や、台風や大雨による風水害等の大規模自然災害に対して、市民の生命、身体及び財産を守り、安心して安全に暮らせるよう、地域の強靱化を進めることは、市民や地域、企業、行政が協働して行う責務といえます。

強靱で災害に強いまちをつくることに関しては、本市の各行政分野における計画や事業の指針を明らかにする「さいたま市総合振興計画（2030 さいたま輝く未来と希望(ゆめ)のまちプラン）」においても、「災害に強い都市の構築」として「災害に強い都市基盤整備」「地域と共に進める災害対策」「消防・救急体制の充実強化」の施策を掲げ、災害に強い都市づくりを図っています。

また、発生が予想される様々な災害に対する具体的な施策を取りまとめた「さいたま市国土強靱化地域計画アクションプラン」を平成30年3月に作成しました。アクションプランでは、指定緊急避難場所や指定避難所等の整備を始め、建築物等の耐震補強、河川の改修等浸水対策、防災訓練の実施、普及・啓発の推進に加え、首都圏に位置する地域特性を踏まえた帰宅困難者対策等、市民生活及び経済活動への影響と被害を最小限に抑えるための災害対策を進めてきました。

加えて、「さいたま市地域防災計画」では、近年の被災事例における課題や、災害対策基本法の改正、埼玉県地域防災計画の改定等の状況を踏まえ、継続的な改定を続けてきました。

(4) 計画見直しの目的

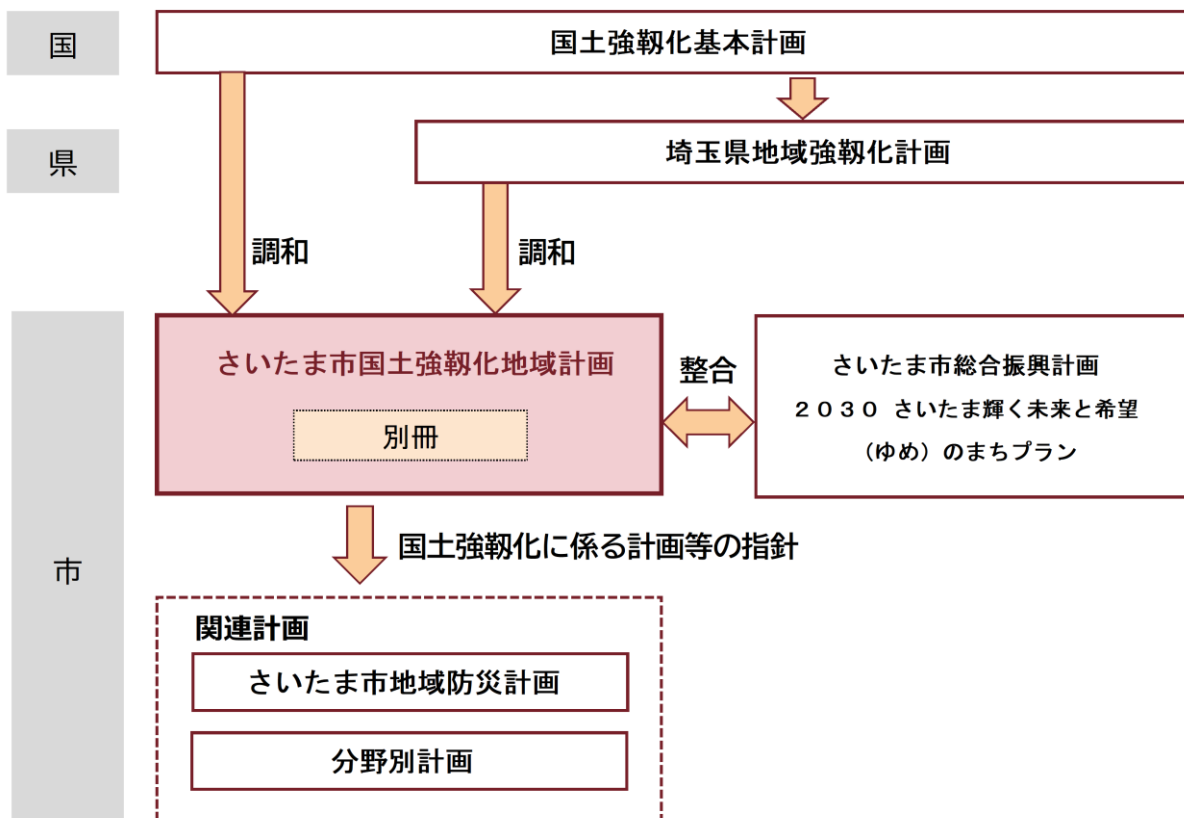
「(2) 計画策定・改定の背景」で示すとおり、本計画の策定以後、基本計画及び県地域計画がそれぞれ変更・改定されたことを受け、これらの計画との調和を図るべく計画を見直すものです。見直しに当たっては、基本法の理念や近年の災害の教訓、これまでの取組とその効果を検証した上で、災害に強いまちづくりの更なる推進を目指します。

(5) 計画の位置付け

基本法では、地方公共団体が策定を行う「国土強靱化地域計画」について、「国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されています。これを踏まえ、本計画を基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本市における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置付け、基本計画及び県地域計画との調和を図りながら策定しています。

また、本計画では「さいたま市総合振興計画」が目指す中長期的視点に立ち、地域強靱化を推進していくための根本となる基本理念や視点、基本目標、推進方針を定めており、この基本理念等は、「さいたま市地域防災計画」や国土強靱化に係る各分野別計画等の指針となります。

■本計画の位置付け（他の計画等との関連性）



(6) 本計画とSDGsについて

SDGsとは、2015年の国連サミットにおいて加盟国（193か国）の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）であり、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、全ての国や地域が取り組む共通の目標です。

本市は、持続可能なまちづくりを実現するポテンシャルの高さや、これまでの取組・提案が評価され、令和元年7月に、国から「SDGs未来都市」に選定されました。また、令和3年3月に、「さいたま市総合振興計画（2030さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン）」、令和4年3月に「さいたま市 第2期SDGs未来都市計画（2022～2024）」を策定し、2030年のあるべき姿【誰もが「住みやすい」「住み続けたい」と思えるさいたま市の実現】に向けて、SDGsの視点を十分に意識しながら、施策の推進に取り組んでいます。全庁が一丸となって、より強靱で安心・安全なまちづくりを総合的・計画的に推進していくことで、持続可能な都市の実現を確たるものにしていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 対象とする災害と本市の現状

(1) 対象とする災害

本市において、市民の生活や、経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかにも、原子力災害等の大規模事故や、武力攻撃事態、テロ等も含めたあらゆる事象が想定されます。

しかしながら、第1章に示したように、我が国においては、毎年のように大規模自然災害が発生し、甚大な被害が生じていること、また、後述する被害想定結果に示すように、本市においても大規模自然災害が発生する可能性が予測されていることや、一度発生すれば、本市全域において甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、大規模自然災害を対象とすることとしました。

(2) 市の特性からみた現状

① 位置的な特性

- 本市は、埼玉県の南東部、東京都心から 20～40km に位置する内陸都市です。市域は東西、南北とも約 20km の広がりを持ち、面積は約 217km² です。
- 東京都心部とは密度の高い鉄道網、道路網で結ばれており、都心への移動利便性が高く、東京の後背地として東京都心部の都市機能の影響を多く受けてきました。
- 「東日本の交流拠点都市」として北日本や東日本との交通の要衝となっています。
- さいたま新都心は、首都圏の行政拠点の一つであるとともに国の広域防災拠点に位置付けられています。

■さいたま市の広域的な位置

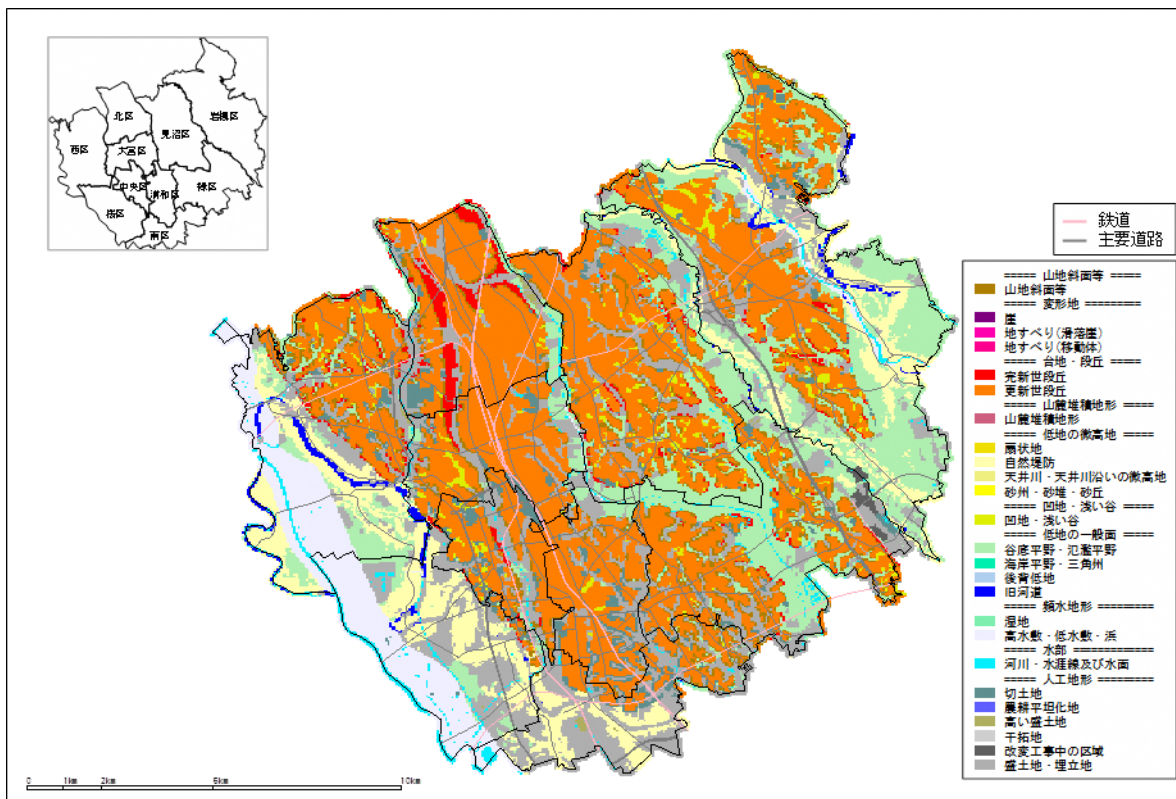


出典：さいたま市都市計画マスタープラン（平成 26 年 4 月）

② 自然・地勢的な特性

- 本市は、関東ローム層の台地と河川に沿って広がる低地からなる内陸都市です。標高は3～20mで、全体的には高低差が少ない平坦な地形であり、災害時の大規模な土砂災害の危険性は比較的低いと考えられます。
- 市内には、荒川、鴨川、鴻沼川、芝川、綾瀬川、元荒川等の河川が流れ、荒川水系と利根川水系に分かれています。特に、荒川沿い、芝川沿いの見沼田圃、元荒川沿い等を中心に農地や樹林地が広がり、市内の緑の資源として重要な存在になっているだけでなく、首都圏においても貴重な自然環境を有しています。

■さいたま市の地形

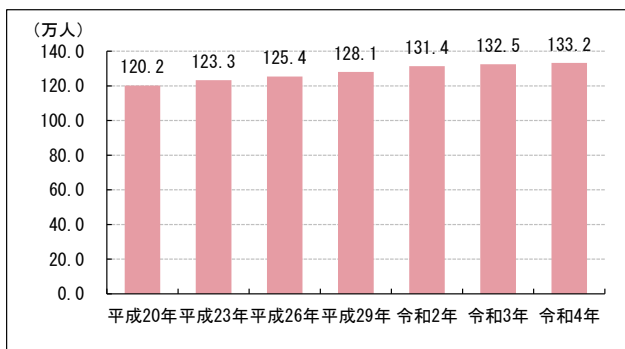


出典：さいたま市被害想定調査報告書（平成26年3月）

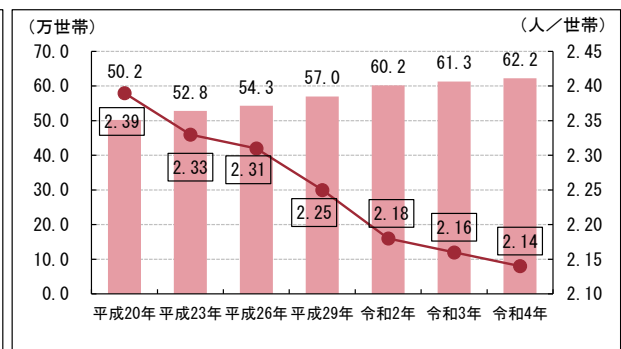
③ 人口特性

- ▶ 本市の人口・世帯数の推移をみると、一貫して増加を続けており、約133万人、約62万世帯（令和4年1月1日時点（住民基本台帳））が居住しています。
- ▶ 世帯人数は減少を続け、近年は、高齢者世帯や高齢者以外の単身世帯、核家族の増加が目立ち、将来的にも世帯規模の縮小が続く見通しです。
- ▶ 全人口に対する65歳以上の人口が占める割合は、令和4年で約23%となっており、今後さらに高まる見通しです。
- ▶ さいたま市に在住する外国籍を有する市民は、26,705人（令和4年1月時点（住民基本台帳））を数え、緩やかな増加傾向にあります。また、総人口に占める割合は約2%です。

【人口の推移】

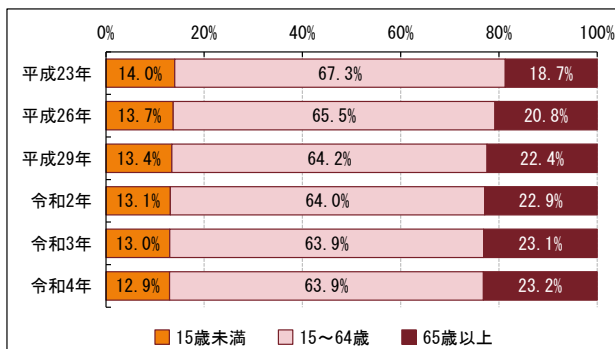


【世帯数と世帯人数の推移】

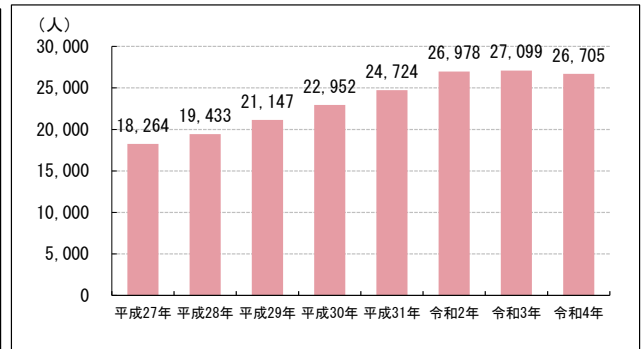


※枠内の数値は世帯人数

【年齢別人口構成の推移】



【外国人人口の推移】



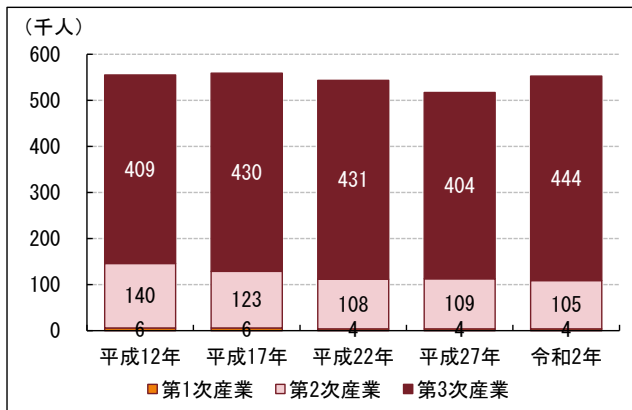
※グラフの基準日は1月1日時点

出典：さいたま市ホームページ

④ 産業特性

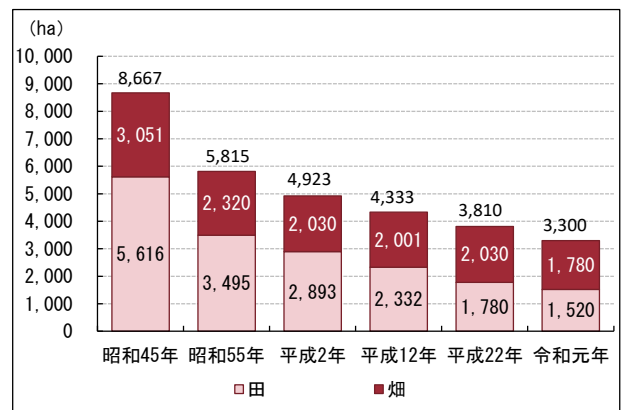
- 令和2年10月1日時点における産業別従事者は、第3次産業の従業者人口が443,588人（全従業者の80.3%）を占め、小売、卸売、飲食、金融、サービス業等、様々な人々が互いに依存しあう高度な形態が展開されています。
- 農業、工業は減少傾向のものもありますが、商業（小売業）の年間販売額については堅調に推移しており、県内で最も高いシェアを有しています。

【産業別従業者人口の推移】



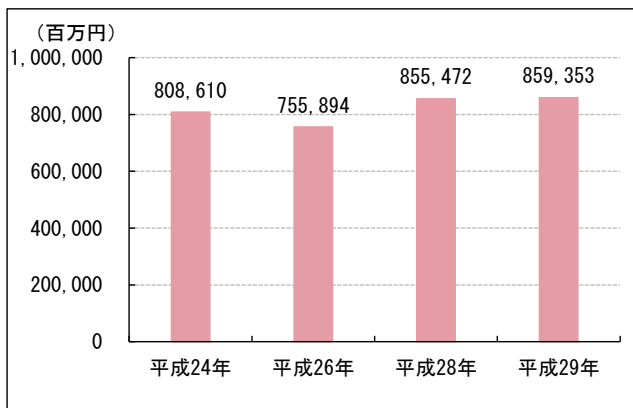
出典：国勢調査 総務省統計局

【農業：耕地面積の推移】



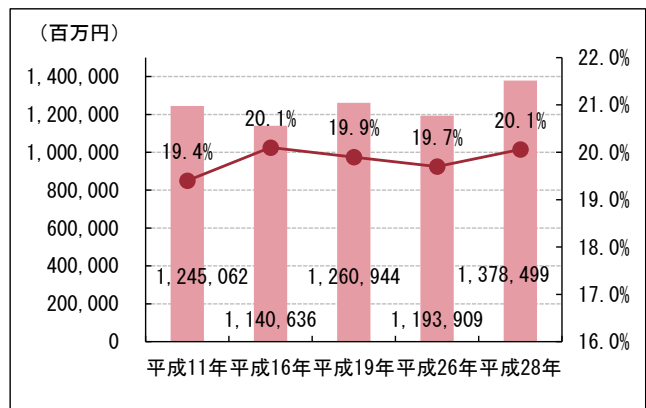
出典：昭和45年・昭和55年「昭和45～55年耕地及び普通作物累年統計」
 関東農政局埼玉統計情報事務所
 「埼玉農林水産統計年報」 関東農政局統計情報部
 令和2年面積調査（耕地面積）確報 農林水産省

【工業：製造品出荷額等の推移】



出典：工業統計調査 経済産業省

【商業：小売業年間販売額と県内シェアの推移】

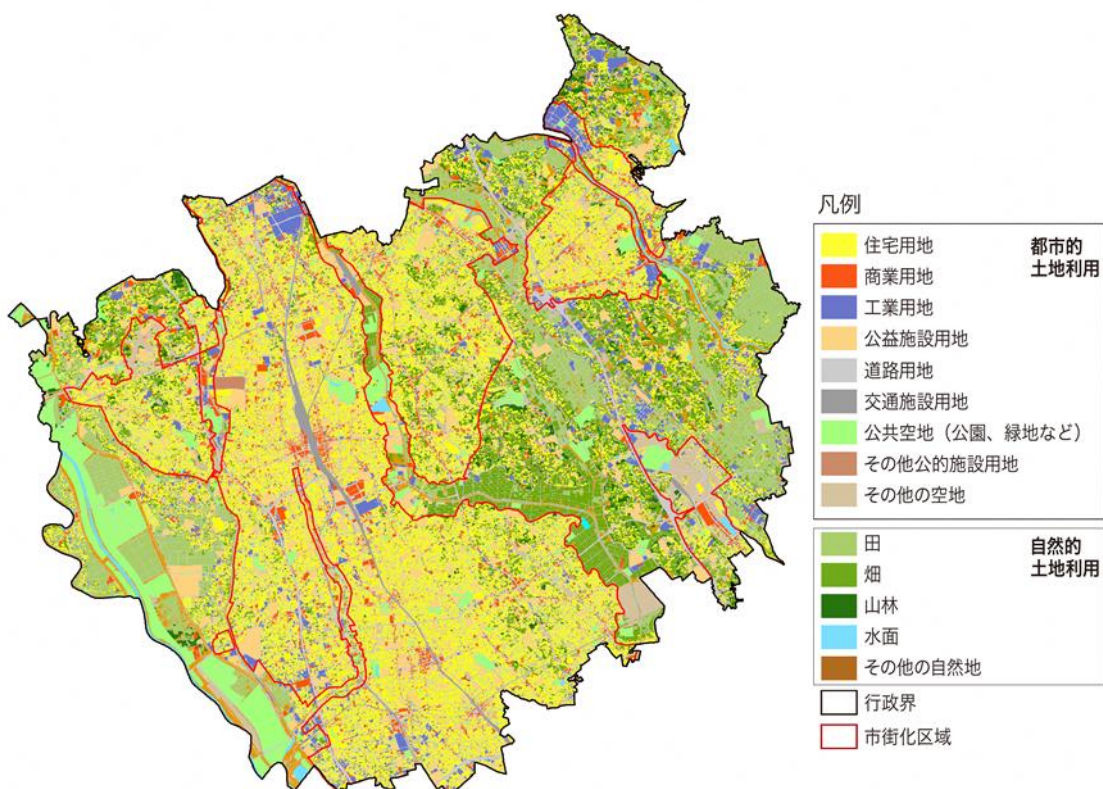


出典：商業統計調査 経済産業省
 平成28年は経済センサス活動調査

⑤ 土地利用の特性

- 商業地は、主に鉄道駅の周辺において形成され、特に大宮駅周辺、浦和駅周辺は商業施設の集積が高い地域となっています。
- 住宅地は、商業地周辺の鉄道利便性の高い地域を中心に立地しています。工業地は新大宮バイパス沿道に集積していますが、市街地内にも分散して立地しています。
- 農地・緑地は河川沿いの低地等にまとまっていますが、市街地内にも樹林地や農地等が散在しています。
- 鉄道網、道路網ともに、東京都内から本市を経て、北関東や東北、上信越方面を結ぶ南北方向の軸が多く、相対的に東西方向の軸が少ないのが特徴です。

■さいたま市の土地利用



出典：さいたま市都市計画マスタープラン（平成 26 年 4 月）

(3) 防災の取組の現状

① 防災施設の整備状況

- 市有建築物のうち、防災上重要な建築物及び多数の市民が利用する建築物の令和 4 年 4 月 1 日時点における耐震化率は 99%以上となっています。残る耐震性が十分でない 3 施設 4 棟については、廃止又は機能移転の方向性が示されており、それにより耐震化率は 100%となります。
- このうち、災害時に指定避難所となる市立学校は、校舎、体育館の耐震化を推進した結果、平成 24 年度末で 100%となりました。
- 医療救護活動に利用される建築物は、令和 2 年 10 月 1 日時点における耐震化率が 89%、要配慮者が利用する建築物は耐震化率が 97%となっています。
- 市危機管理センターは、平成 24 年度に基本構想・基本計画等を策定し、引き続き平成 25 年度にかけて実施設計、その後、改修工事を経て、平成 26 年 12 月から運用を開始しています。

② 防災体制の整備状況

- 平成 29 年の水防法の改正により、市町村地域防災計画に定める要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化されています。
- 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が一部改正されました。
- 災害対策基本法の一部改正により避難勧告・避難指示が一本化され、従来の勧告の段階から避難指示を行うよう見直されました。また、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成が努力義務化されたほか、広域避難に関する事項の追加等が行われました。
- 大規模災害時は、防災体制の迅速な立ち上げが重要です。そのため、本市では、「さいたま市地域防災計画」により、災害対策本部の設置基準及び職員配備・動員基準を定め、動員の連絡が無くとも、あらかじめ定められた配備先に自主参集する体制をとっています。
- 本市では、それぞれの職員が災害発生直後より時系列の変化に応じて的確な対応ができるよう、各所属で活動マニュアルを作成しています。
- 「さいたま市被害想定調査（平成 26 年 3 月）」では、地震災害時の本市における帰宅困難者の想定は、最大で約 14 万人となることを見込まれています。
- 「さいたま市地域防災計画」では、帰宅困難者への支援として、一時滞在施設の提供や民間事業所による帰宅支援ステーションとの連携について位置付けています。
- 民間企業では、被災により業務機能が低下している状況下において、優先実施すべき業務・事業を特定し、必要な資源の確保・配分や、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、復旧・再開の短縮や発災直後の業務・事業レ

ベルの向上を図る事業継続計画（BCP）の整備を進めています。

③ 市民活動の推進状況

- ▶ 本市では、「避難行動要支援者名簿」を自主防災組織、自治会、民生・児童委員に提供し、平常時では防災対策に活用し、災害時には円滑な避難誘導等につなげることをしています。
- ▶ 地域の多様化や高齢化が進む中、特に避難行動要支援者への避難支援は重要な市民活動であり、国及び多くの市町村等で取組の促進に努めています。平成19年能登半島地震では、発災後間もない段階で多くの人々の安否が確認されていましたが、地域ぐるみの市民活動の成果といわれています。
- ▶ 本市における自主防災組織の結成率は92.5%（令和4年4月1日時点）に上り、県内では比較的高い水準ですが、区ごとにみると結成率に差があります。
- ▶ 本市における防災訓練は、多数の関係機関が一同に参加する総合防災訓練や各区単位で行う防災訓練のほか、図上訓練や通信訓練も行っており、多彩な形式で普及・啓発を進めています。

【参考】各区における自主防災組織の結成状況

令和4年4月1日時点

区名	西 区	北 区	大宮区	見沼区	中央区	桜 区	浦和区	南 区	緑 区	岩槻区	合 計
自主 防災 組織数	77(80) ^{※1}	43	68(69) ^{※1}	82	47	75	83	110	78	129	792(796) ^{※1}
自治会 組織数	82	51	79	90	47	78	85	115	94	140	861
自主防 災組織 結成率 ※2	97.6%	84.3%	87.3%	91.1%	100.0%	96.2%	97.6%	95.7%	83.0%	92.1%	92.5%

※1 西区および大宮区については、2以上の自治会を単位として自主防災組織を結成しているところがあるため、（ ）内の数字は、自主防災組織結成済みの自治会数を示しています。

※2 自主防災組織結成率は、自治会のうち自主防災組織結成済みの自治会の割合を示したものです。

(4) 過去の災害

①過去のさいたま市近傍で発生した地震災害

過去に関東地方で発生した地震は記録が乏しく、おおむね江戸時代以降の記録が残されています。それによれば埼玉県内で発生した大規模な地震は少なく、県外で発生した地震の被害が多かったと考えられます。

ここでは、本市を始めとする埼玉県南部で被害が発生した大規模な地震災害について整理します。

■元禄関東地震（元禄16年（1703年））

元禄関東地震は、相模湾から房総半島の先端部、房総半島南東沖の相模トラフ沿いの地域を震源域として発生したプレート間地震と考えられています。

関東地方の南部を中心に強い揺れが広範囲に生じました。被害状況から、関東地方の南部の広い範囲で震度6相当、相模湾沿岸地域や房総半島南端では震度7相当、埼玉県南部でも震度5～6相当の揺れであったと推定されています。この地震で10,000人以上の死者が発生しました。なお、この地震は大正関東地震（関東大震災）と同じ仕組みの地震であることがわかっています。

■安政江戸地震（安政2年（1855年））

安政江戸地震は、荒川河口付近で発生した陸域の浅い地震か、沈み込んだフィリピン海プレートに関係する陸域のやや深い地震のいずれであるかは、はっきりしていないとされています。

この地震は江戸を中心に関東各地に大きな被害をもたらし、特に現在の東京都東部、千葉県北西部、埼玉県東部等では震度6相当の揺れであったと推定されています。

江戸の死者は4,000人以上といわれ、現在の埼玉県域では県南部を中心に各地で甚大な被害があり、幸手宿では負傷者が1,724人にも及んだといわれています。

■大正関東地震（関東大震災）（大正12年（1923年））

大正関東地震（関東大震災）は、相模トラフ沿いの地域を震源とする地震です。

埼玉県内で近年に最も大きな被害が発生した地震で、県東部地域を中心に、古利根川、元荒川流域で被害が大きかったといわれています。なお、現在の東京都心部に当たる地域では地震発生後の延焼火災もあいまって多くの人々が亡くなりました。

埼玉県域における被害は、死者 341 人、負傷者 493 人、8,500 棟を超える住家の全半壊が発生しました。旧浦和市地域、旧岩槻市地域では、台地よりも低地で被害が多く発生したと記録されています。

また、神奈川県南部や千葉県、伊豆半島には津波が押し寄せ、大きな被害が発生しました。

■西埼玉地震（昭和6年（1931年））

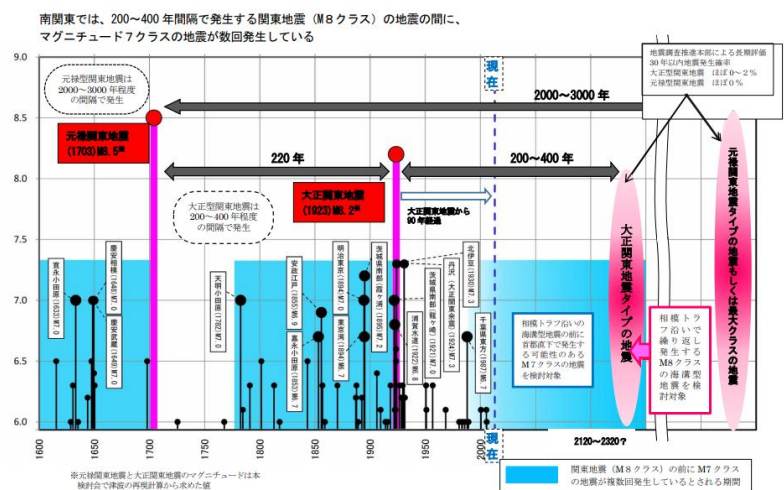
西埼玉地震は埼玉県西部の山地のごく浅いところで発生した地震です。

この地震によって強い地震動が生じ、熊谷を始め県内各地で震度5を記録。被害は埼玉県や群馬県の荒川・利根川沿いの比較的地盤が軟らかい地域に集中しました。全家屋に対する倒壊家屋の割合は小さいものの、埼玉県内では死者 11 人、負傷者 114 人、住家屋全壊 63 棟、半壊 123 棟の被害が発生しました。

地震記録の出典：地震調査研究推進本部「日本の地震活動」、
埼玉県「新編埼玉県史別編3」、
熊谷地方气象台「埼玉県の気象百年」

これら大規模地震の発生場所等の特徴から、埼玉県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震や、群馬県西部から県北東部にかけての深谷断層帯・綾瀬川断層、県南部から東京都南部まで延びている立川断層帯活断層の動き等により発生する地震に分かれています。

なお、周辺地域で発生する地震や東海沖等、太平洋側沖合（相模トラフ沿い）で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けることがあるので、将来にわたって注意が必要です。



出典：中央防災会議首都直下対策検討ワーキンググループ
「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」

②東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、戦後最大の超広域かつ複合型の地震災害となり、東北地方と関東地方の広範囲に甚大な被害をもたらしました。

本市においても、交通機関の麻痺により主要駅周辺で多数の帰宅困難者が発生したほか、見沼区を中心として 8,000 件以上の停電、全壊 2 棟・半壊 43 棟に及ぶ家屋被害、死者 1 人、負傷者 15 人の人的被害、建築物や道路構造物等の被害が発生しました。

また、その対応においては、情報の収集・集約、市民への情報伝達、帰宅困難者への支援、被災地への支援と避難者の受入れ等、様々な課題を残すものでした。

このようなことから、この震災を大きな教訓として今後の災害対策に取り組んでいく必要があります。

また、本市では、東日本大震災における各所管の対応状況や、現状の災害対策における検討課題等を把握するため、庁内調査等を実施し、「さいたま市地域防災計画」の改定において、被災地で明らかになった課題や、本市内で明らかになった課題を体系的に整理しました。

③過去の風水害

本市で特に大きな被害が発生した昭和 20 年以降の風水害は、昭和 22 年カスリーン台風や令和元年東日本台風等が挙げられます。

■昭和 22 年カスリーン台風（1947 年）

昭和 22 年 9 月 14 日から 15 日にかけて、埼玉県は台風による大雨で洪水に見舞われました。これは、大正、昭和を通じて最大の水害で、明治 43 年以来の大災害となりました。

台風の北上につれ本州沖の前線が活発になり、秩父では日雨量 520mm、時間雨量 78mm を記録、荒川、利根川を始め、県内の中小河川で 50 余か所が決壊し、市内でも水路や堤の破損、家屋の浸水や田畑の冠水等、大きな被害が出ました。

■昭和 57 年台風第 18 号（1982 年）

昭和 57 年 9 月 12 日、台風第 18 号は静岡県御前崎付近に上陸し、次第に勢力を弱めながら、関東地方西部と東北地方を横断しました。

この台風の影響で 10 日から 13 日にかけて、静岡県、関東、東北を中心に大雨が降り、県内の秩父や熊谷では 300mm 以上の雨量を記録しました。

市内の中小河川が氾濫し、多くの床上浸水や床下浸水の被害をもたらしました。

風水害記録の出典：熊谷地方气象台「埼玉県の気象百年」

■ 関東・東北豪雨（2015年）

平成27年9月、台風第18号が迷走し、東海から北陸地方を縦断して日本海に抜け、北東に進む温帯低気圧となるころ、関東地方上空には南から暖かく湿った空気が大量に流れ込みました。さらにそこへ日本の東側、太平洋上にある台風第17号から吹き込む湿った空気が関東地方上空で衝突した結果、行き場を失った大気が上昇して積乱雲が次々に発生し、広範囲に大雨をもたらす「線状降水帯」になりました。この影響で、9月10日から11日にかけて、関東地方や東北地方の16地点で、最大24時間降水量が観測史上初の値を更新し、本市においても、270mm以上の雨量を記録しました。

この大雨により、本市にも「土砂災害警戒情報」が発表されたことから、避難勧告を発令しています。

■ 令和元年東日本台風（2019年）

令和元年10月12日19時頃に伊豆半島付近に上陸、その後関東地方の平野部を縦断し、13日未明には福島県沖の太平洋上に抜け、温帯低気圧に変わりました。

この台風の影響により、本市内でも、大量の雨を降らせ、12日の総雨量は観測史上最大の約290mmを観測しました。

本市では、台風最接近の2日前となる10日から避難所の事前開設について広く周知し、198箇所の避難所を12日10時に開設、自主避難者の受け入れを行いました。

また、河川水位が上昇し、氾濫のおそれが生じたことから、12日17時30分に「入間川流域」、同日18時30分に「鴨川・鴻沼川流域」に避難勧告（警戒レベル4）、13日3時5分「荒川流域」に避難指示（緊急）（警戒レベル4）を発令しました。

この台風により、桜区を始めとして多くの浸水被害が発生し、災害救助法が適用となりました。

■令和元年東日本台風による被害

人的被害	重傷	1
	軽傷	1
家屋被害	全壊	2
	半壊	2
	床上浸水	968
	床下浸水	392
非住家等被害	一部損壊	86
	床上浸水	216
	床下浸水	28
道路被害	道路冠水（通行止め）	21
その他被害	倒木	84
公共施設等被害	学校	15
	公園	95
	その他公共施設	57
		88

市内には、荒川、鴨川、鴻沼川、芝川、綾瀬川、元荒川等の河川等が流れています。このうち、荒川は、洪水調節用ダムや調整池等が建設され、昭和22年カスリーン台風以降河川の氾濫は起こっていません。

市内の中小河川の流域は、近年、集中豪雨が多発していることや都市化が進み、雨水の地中浸透や保水機能が低下しています。このため排水能力を上回る降雨によって、道路冠水や床上・床下浸水が発生する危険が高い地域がみられるのが現状です。

(5) 想定されている自然災害

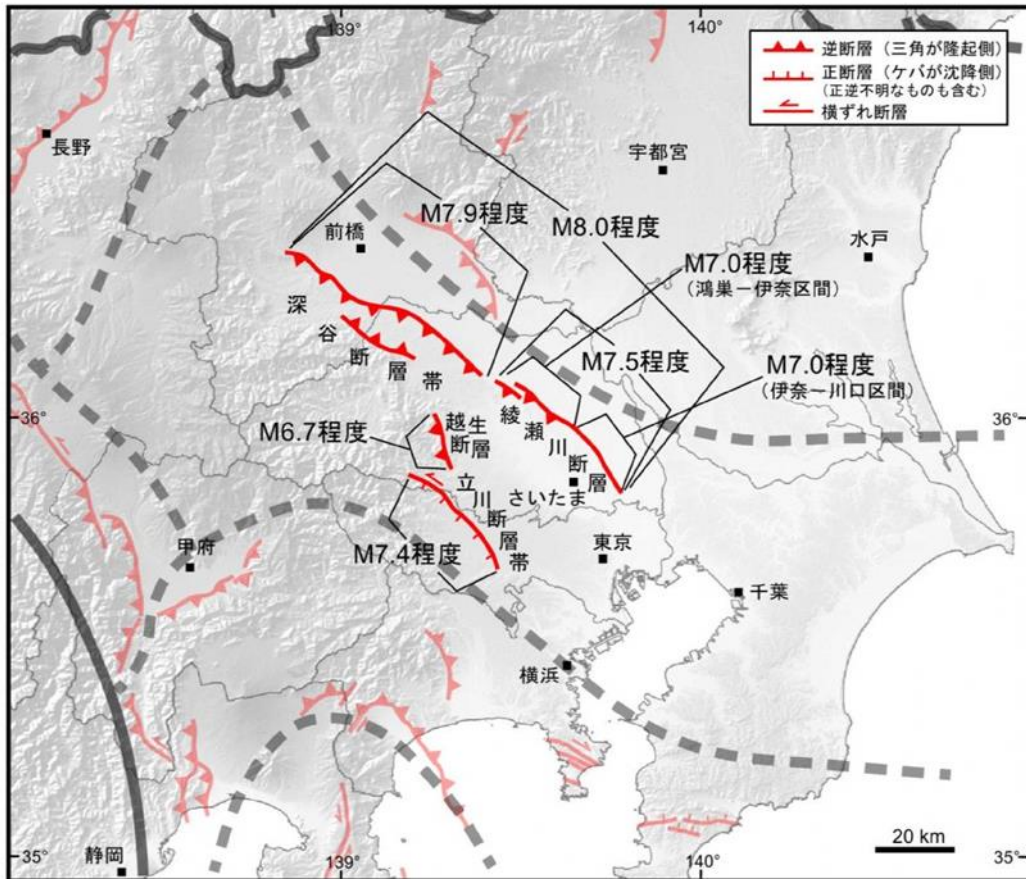
①地震被害想定

1) 活断層の状況

地震調査研究推進本部（※1）では、地震が発生すると規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な断層帯について、震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表しています。

県内に存在すると推定される活断層及び活断層帯は、綾瀬川断層（※2）、深谷断層帯、立川断層帯、越生断層の4断層・断層帯であり、本市直下には活断層帯が存在しないといわれています。

- ※1 阪神・淡路大震災を契機に、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした「地震防災対策特別措置法」が制定され、この法律に基づき、地震に関する調査研究を推進するため、総理府（現・文部科学省）に設置された機関。
- ※2 綾瀬川断層は鴻巣－伊奈区間と伊奈－川口区間に分けられる。伊奈－川口区間には本市も含まれるが、この区間の断層形態、ずれの向き、過去の活動は不明である。断層の長さ比べて1回の活動に伴う変位量が大きいことから、鴻巣－伊奈区間と伊奈－川口区間を合わせた2区間が同時に活動した可能性もある。



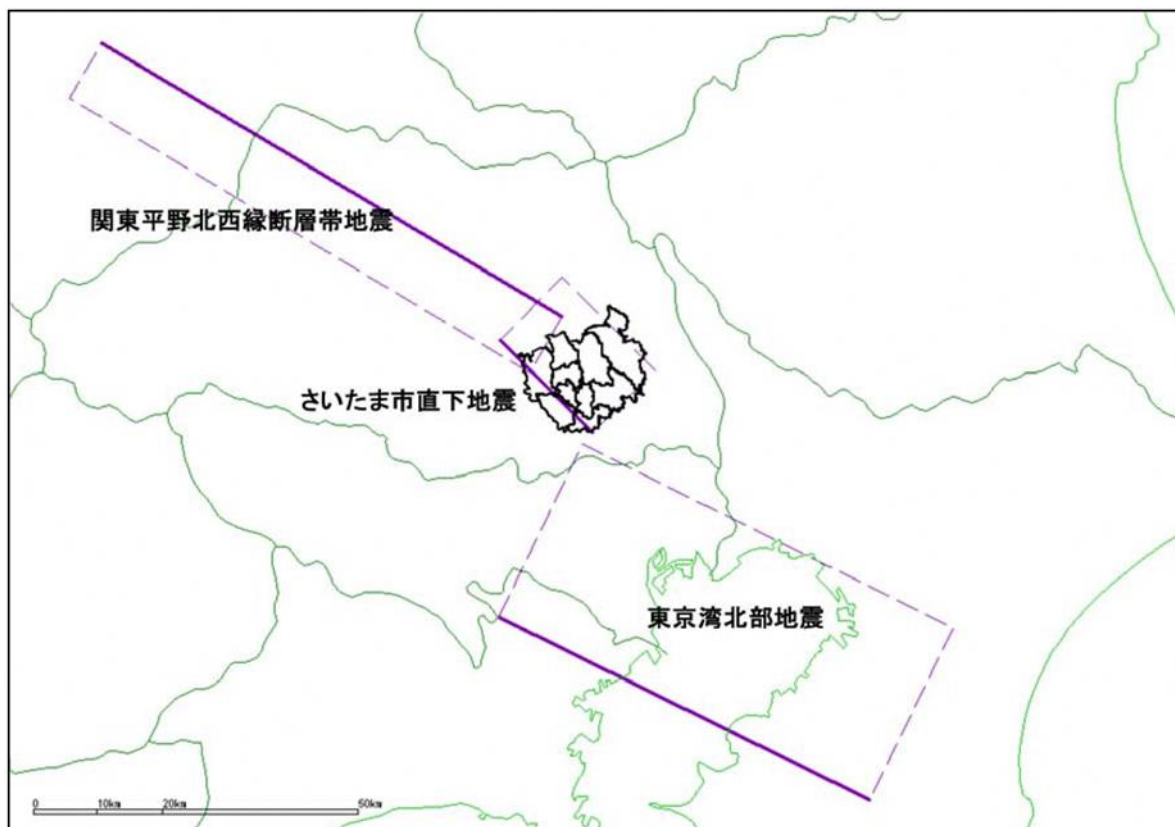
出典：文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会「関東地域の活断層の長期評価（第一版）」

2) 想定地震

国は中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ（平成25年12月）において、マグニチュード7クラスの首都直下地震には様々なタイプが考えられ、どこで発生するかはわからないと発表しました。これを受けて、本市では、「さいたま市被害想定調査（平成26年3月）」を実施して、市内に被害を及ぼしうる地震の特徴を考慮し、地震が発生した場合を想定して被害を試算しています。

被害想定調査では、さいたま市直下地震、東京湾北部地震及び関東平野北西縁断層帯地震の地震動が挙げられています。本計画では、このうち、市内での被害が最も大きくなるさいたま市直下地震（冬18時強風時）を想定地震とします。

さいたま市直下地震のマグニチュード（地震の規模）は7.3と、近年の大規模震災の規模と比較して大きくありませんが、本市の直下で発生することから、大きな災害となることが想定されます。



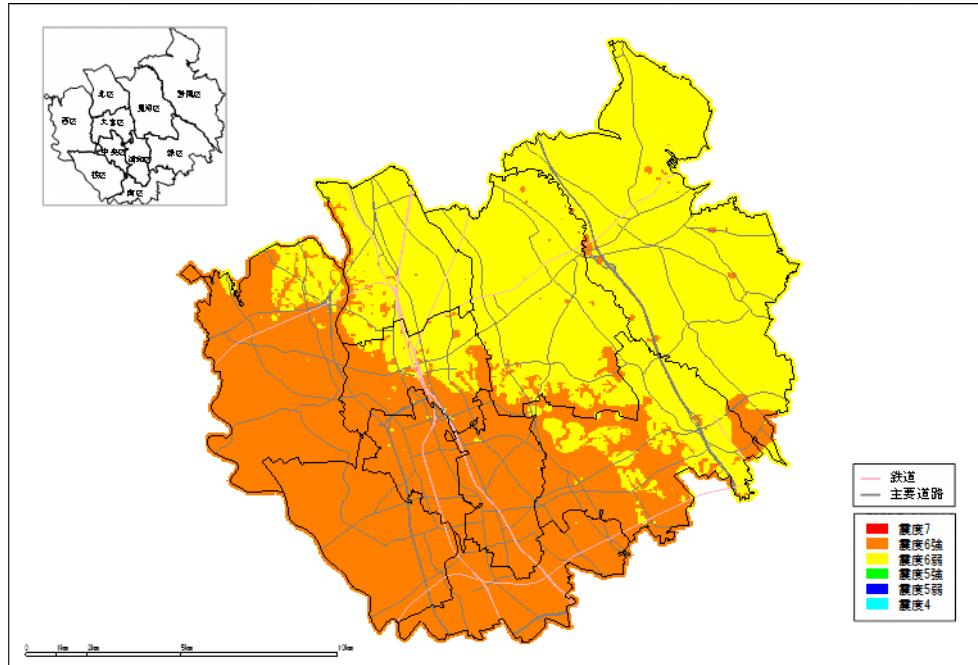
3) 地震動・液状化分布

さいたま市直下地震において、本市全域の震度は、6弱以上となることが想定されています。

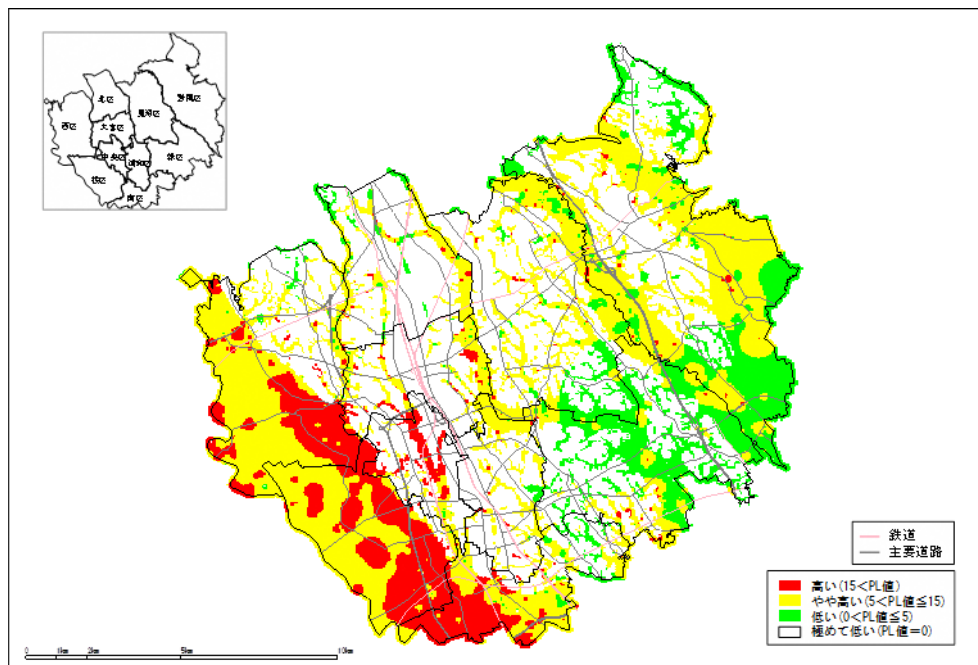
荒川に近い西区・桜区・中央区・浦和区・南区ではほぼ全域、そのほかの区でも一部は震度6強となり、大きな揺れが想定されます。

液状化は、荒川・鴨川・鴻沼川・芝川・綾瀬川・元荒川沿いの低地部で危険度が高くなるものの、市中心部では液状化はほとんど発生しないとみられています。

■さいたま市直下地震による震度分布



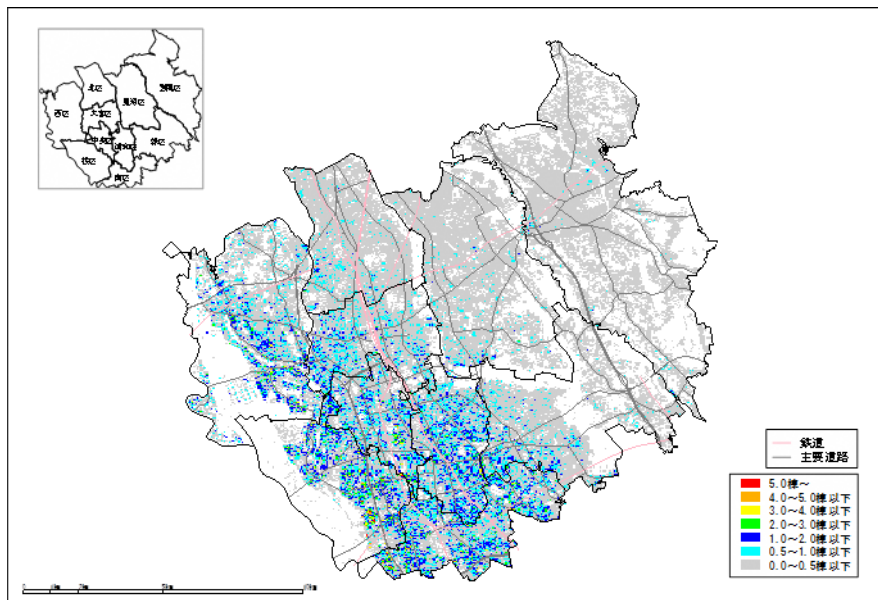
■さいたま市直下地震による液状化予測結果



4) 建築物被害

建築物被害は、地震の揺れ、液状化、急傾斜地崩壊による被害を算定したところ、全壊が約 17,500 棟、半壊が約 54,400 棟に上ると想定されます。

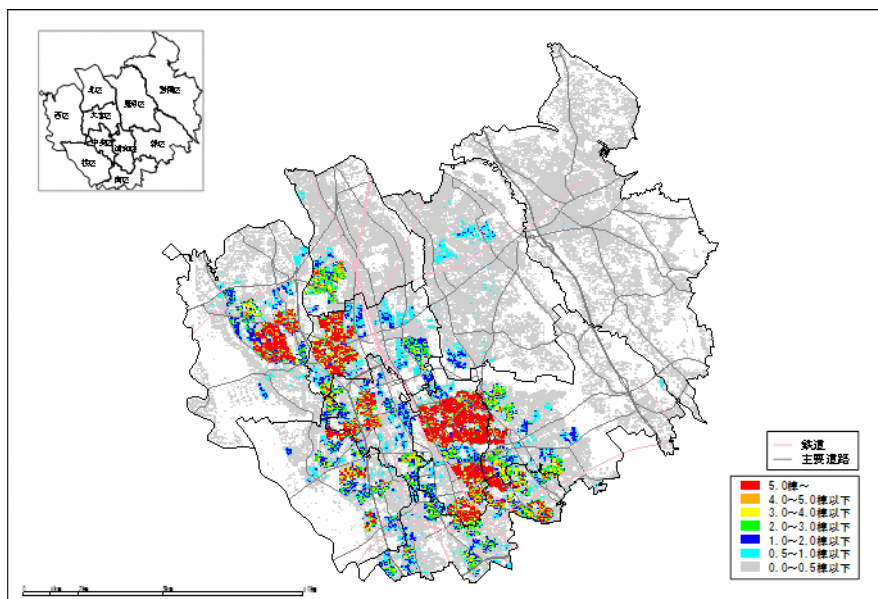
■さいたま市直下地震による全壊建物棟数（揺れ）



5) 火災被害

火災被害は、市内の各地で約 160 件の出火が発生し、住民による初期消火や、消防力で消火できなかった場合、市街地延焼に至り、約 44,900 棟が焼失すると想定されます。

■さいたま市直下地震による焼失棟数



6) 人的被害

建物倒壊、急傾斜地崩壊、火災、屋内外転倒物・落下物による人的被害は、死者約 2,000 人、重傷者約 1,400 人、負傷者約 8,100 人の発生が想定されます。また、避難者は発災当初約 204,000 人となり、指定避難所等の収容量が不足する地区の発生が想定されます。帰宅困難者は約 116,000 人から 141,000 人と想定されます。

■さいたま市直下地震による死者数及び負傷者数等の想定結果（冬 18 時 強風時）

区名	死者 [人]						負傷者 [人]						(内、重傷者) [人]						自力脱出困難者 [人]
	計	揺れ	(内、屋内)	急傾斜地	火災	屋外	計	揺れ	(内、屋内)	急傾斜地	火災	屋外	計	揺れ	(内、屋内)	急傾斜地	火災	屋外	
西区	150	115	(8)	0	34	1	948	912	(159)	0	22	14	163	152	(32)	0	6	5	490
北区	62	42	(3)	0	19	1	506	458	(100)	0	18	30	66	49	(18)	0	5	12	256
大宮区	265	65	(6)	0	198	2	811	571	(149)	0	199	41	147	75	(28)	0	56	15	373
見沼区	64	52	(4)	0	11	1	747	709	(104)	0	11	27	80	67	(18)	0	3	11	241
中央区	210	65	(6)	0	143	1	591	412	(138)	0	143	36	117	63	(27)	0	40	14	370
桜区	163	118	(10)	0	44	1	778	719	(201)	0	37	22	155	137	(41)	0	10	8	667
浦和区	676	107	(11)	0	566	2	1,376	729	(253)	0	582	65	303	115	(49)	0	163	24	684
南区	240	137	(14)	0	100	3	990	828	(296)	0	95	67	199	148	(59)	0	27	25	913
緑区	180	59	(6)	0	120	1	739	604	(128)	0	117	18	116	76	(24)	0	33	7	316
岩槻区	34	34	(3)	0	0	0	662	651	(75)	0	0	11	54	50	(12)	0	0	4	130
計	2,044	795	(72)	0	1,236	13	8,147	6,594	(1,605)	0	1,223	330	1,400	932	(307)	0	343	125	4,440

7) 被害想定のおよめ

市内での被害が最も大きくなるさいたま市直下地震の被害想定調査結果は、下表のとおりです。

上水道、下水道、都市ガス、電力、通信の被害は、地震の揺れや液状化により埋設管や架線が市内各所で寸断される被害も想定しており、帰宅困難者は、通勤・通学・買い物・観光等で市外から流入する人口が多い、平日正午の発生で想定しております。

■さいたま市直下地震による被害想定結果（冬 18時 強風時）

種別	被害項目	被害単位	被害数
地盤	急傾斜地崩壊	危険性が高い急傾斜地[箇所]	16
建物	揺れ	全壊棟数[棟]	17,300
		半壊棟数[棟]	48,400
	液状化	全壊棟数[棟]	203
		半壊棟数[棟] ^{※1}	6,040
	急傾斜地崩壊	全壊棟数[棟]	2
		半壊棟数[棟]	4
火災	出火	炎上出火件数[件] ^{※2}	101
	延焼	焼失棟数[棟]	44,900
人	死者	[人]	2,040
	負傷者	[人]	8,150
	重傷者	[人]	1,400
ライフライン ^{※3}	上水道	断水人口(1日後)	265,000
	下水道	機能支障人口(1日後)	57,300
	電力	停電軒数(1日後)	107,000
	通信	不通回線数(1日後)	95,500
	都市ガス	供給停止件数(直後)	257,000
交通	道路	緊急輸送道路被害箇所数	46
		橋りょう被害箇所数	2
	鉄道	被害箇所数	227
生活支障等	避難者	避難者直後・1日後[人] (内、避難所生活者)	204,000 (123,000)
		避難者1ヶ月後[人] (内、避難所生活者)	204,000 (61,300)
	帰宅困難者	人(平日正午時)	116,000~141,000
	災害廃棄物	発生量[万m ³]	679
	経済被害	直接経済被害額[兆円]	3.88

※1 液状化による半壊棟数は、大規模半壊を含めている。

※2 初期消火による出火数減少を考慮した消防活動の対象となる出火件数のこと。

※3 電気・水道・ガス・通信など、人々が日常生活を送る上で必要不可欠な設備や機能のこと。

②風水害被害想定

本市は現在、国及び埼玉県が公表する想定最大規模の降雨量を想定した洪水浸水想定区域図及び水害リスク情報図の内容に基づき、洪水ハザードマップを作成・公表しています。

本市に浸水被害の影響のある対象河川は以下のとおりです。

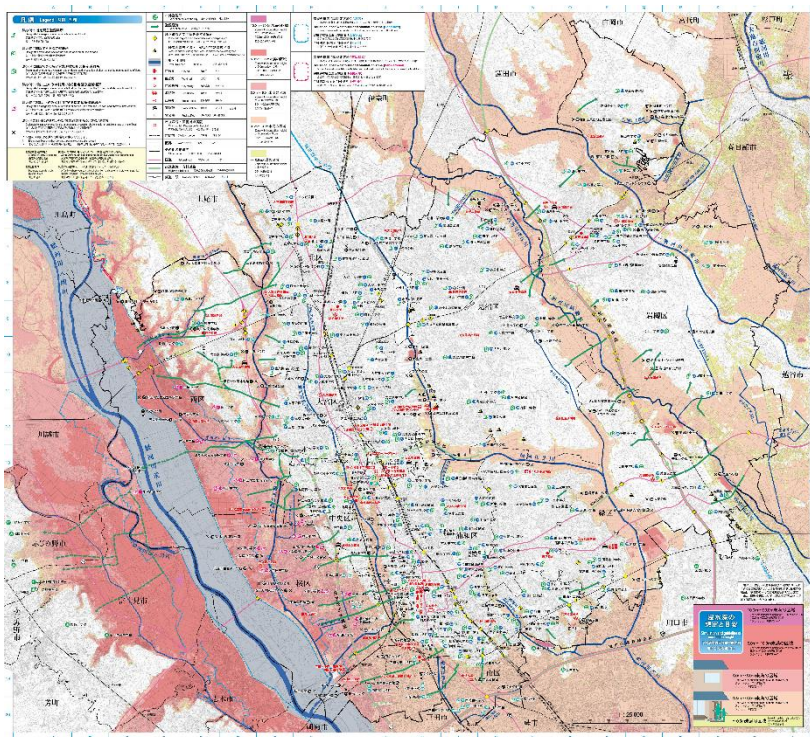
■国・県の洪水浸水想定区域図の概要

対象河川	指定主体（指定時期）	想定条件
荒川	国土交通省（平成 28 年 5 月）	72 時間総雨量 632mm
入間川	国土交通省（平成 28 年 5 月）	72 時間総雨量 740mm
利根川、江戸川	国土交通省（平成 29 年 7 月）	72 時間総雨量 491mm
芝川・新芝川	埼玉県（令和 2 年 5 月）	2 日間総雨量 839mm
綾瀬川、元荒川、新方川	埼玉県（令和 2 年 5 月）	48 時間総雨量 596mm
鴨川、鴻沼川	埼玉県（令和 2 年 5 月）	24 時間総雨量 674mm
新河岸川	埼玉県（令和 2 年 5 月）	2 日間雨量 746mm

■県の水害リスク情報図の概要

対象河川	指定主体（指定時期）	想定条件
中川流域	埼玉県（令和 2 年 5 月）	48 時間総雨量 596mm
鴨川流域	埼玉県（令和 2 年 5 月）	24 時間総雨量 674mm
芝川・新芝川流域	埼玉県（令和 2 年 5 月）	2 日間総雨量 839mm
新河岸川流域	埼玉県（令和 2 年 5 月）	2 日間雨量 746mm
笹目川	埼玉県（令和 2 年 5 月）	24 時間総雨量 690mm

■（参考）本市に最も浸水被害の影響のある荒川の洪水ハザードマップの洪水浸水想定区域



なお、本市では「さいたま市被害想定調査（平成 26 年 3 月）」にて、6つの対象河川において、計画規模の降雨量において洪水被害の想定の実行を行っています。

結果は以下の表のとおりです。最大の被害が想定される荒川氾濫の場合、浸水想定範囲内の被災人口は 30 万人を超えることが想定されます。

■風水害被害想定の対象河川

河川名	計画降雨	想定内容
荒川	荒川流域の3日間総雨量 548mm	200年に1回程度降る大雨を想定し、荒川・入間川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況（平成17年7月8日指定）
利根川	八斗島上流域の3日間総雨量 318mm	200年に1回程度降る大雨を想定し、利根川・江戸川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況（平成18年7月6日指定）
江戸川	八斗島上流域の3日間総雨量 318mm	200年に1回程度降る大雨を想定し、利根川・江戸川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況（平成17年3月28日指定）
芝川・新芝川	2日間総雨量 411mm	100年に1回程度降る大雨を想定し、芝川の水位が上昇し、堤防が決壊または堤防から越流した場合に想定される浸水状況（平成19年3月27日指定）
綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川	2日間総雨量 355mm	100年に1回程度降る大雨を想定し、綾瀬川・元荒川・大落古利根川・新方川の水位が上昇し、堤防が決壊または堤防から越流した場合に想定される浸水状況（綾瀬川・元荒川：平成19年3月27日指定、大落古利根川・新方川：平成21年3月24日指定）
鴨川・鴻沼川	24時間総雨量 325mm	50年に1回程度降る大雨を想定し、鴨川・鴻沼川の水位が上昇し、堤防が決壊または堤防から越流した場合に想定される浸水状況（平成21年3月24日指定）

■洪水被害想定の結果

河川名	浸水建物棟数[棟]			被災人口[人]		
	計	床下	床上	計	床下	床上
荒川	88,680	21,005	67,675	337,681	69,259	268,422
利根川	11,824	9,617	2,207	27,554	22,668	4,887
江戸川	76	76	0	523	523	0
芝川・新芝川	10,141	6,281	3,860	46,766	33,754	13,011
綾瀬川・元荒川 大落古利根川・新方川	4,361	2,356	2,005	8,263	4,023	4,240
鴨川・鴻沼川	33,752	14,573	19,179	146,115	75,499	70,615

(1) 基本理念

みんなでつくろう、 誰もが安心して暮らせる 災害に強く、しなやかで安全なまち

(1) 「みんなで取り組むまち」を目指します

災害発生時における被害の軽減と被災後の市民生活及び都市機能の早期回復が図れるよう、「みんなで取り組むまち」を目指します。

(2) 「安心・安全なまち」を目指します

安全性を重視した都市基盤の整備による予防と災害時における迅速かつ効果的な対応による被害軽減に向けた防災体制の整備、早期の復旧・復興に向けた備えの整備によって、「安心・安全なまち」を目指します。

(3) 「災害に強く、しなやかなまち」を目指します

「強靱化」の理念を踏まえた都市づくり、地域づくりを進めることで、一つひとつの危機に翻弄されることもなくなり、その帰結として、本市の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得できる、災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を持ったまちを目指します。

(2) 地域強靱化の視点

今回の改定においても、引き続き基本理念を「みんなで作ろう、誰もが安心して暮らせる災害に強く、しなやかで安全なまち」とします。これは、「災害に強く、しなやかなまち」の実現は、行政単独の力のみでは不可能であり、市民や地域、企業との協働が必要不可欠であるという認識に基づくものであるからです。

また、基本理念で示したように、災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を持ったまちづくりを目指すためには、災害が発生した場合に、物的被害・人的被害を軽減する取組、つまり減災の視点からの取組を進めることが極めて重要となります。

安心・安全なまちづくりのためには、あらゆる災害にも耐えられるように、建築物の耐震化・不燃化や、道路・橋りょう・河川の整備、ライフラインの強化といったハード整備により、都市の根本的な安全性の強化が必要であります。このようなハード整備には、住民の合意形成や事業資金の調達等の課題から、長期的な取組とならざるを得ないのが現状です。

いつ起こるか分からない災害に対しては、ハードによる減災対策を進める一方で、ソフト面での取組がより重要となってきます。ソフトの取組は、災害発生直後における消防・警察・自衛隊・行政といった公的機関による消火・避難誘導・救助活動等が挙げられますが、過去の災害からは地震による建築物の倒壊等で、道路が閉塞した状態にあると、これら公的機関が十分な消火・救助活動を行うことができないといった教訓が得られています。

そこで、本市では、以下の4つの視点により、地域の強靱化を目指します。

視点1：『自助』～市民が主役の災害に強いまち～

防災の主体は市民であり、市民の自発的な活動が災害に強いまちづくりに当たって極めて重要な視点となります。市民自身が「自らの身は自ら守る」といった『自助』の精神で、防災に対する正しい知識と危機意識を持ち、それぞれの家族や地域、企業において災害への備えを十分に講じることを、地域強靱化の第一の視点とします。

視点2：『共助』～互いが助け合い、支え合う災害に強いまち～

災害による被害を軽減するためには、発生直後の救助や消火活動等が最も有効であるといわれています。東日本大震災でも、津波からの避難には、自主防災組織等地域の力が重要な役割を果たしました。また、阪神・淡路大震災で救助された方の多くは、地域住民の救助・救護活動によるものであったといわれ、災害発生直後における住民自らの判断、あるいは地域住民相互の協力による救助・救護活動の重要性が一層注目されています。したがって、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という、お互いに助け合い支え合うといっ

た相互扶助や連帯の発想、つまり『共助』の精神を醸成し、地域による災害対応力の向上を図ることを、地域強靱化の第二の視点とします。

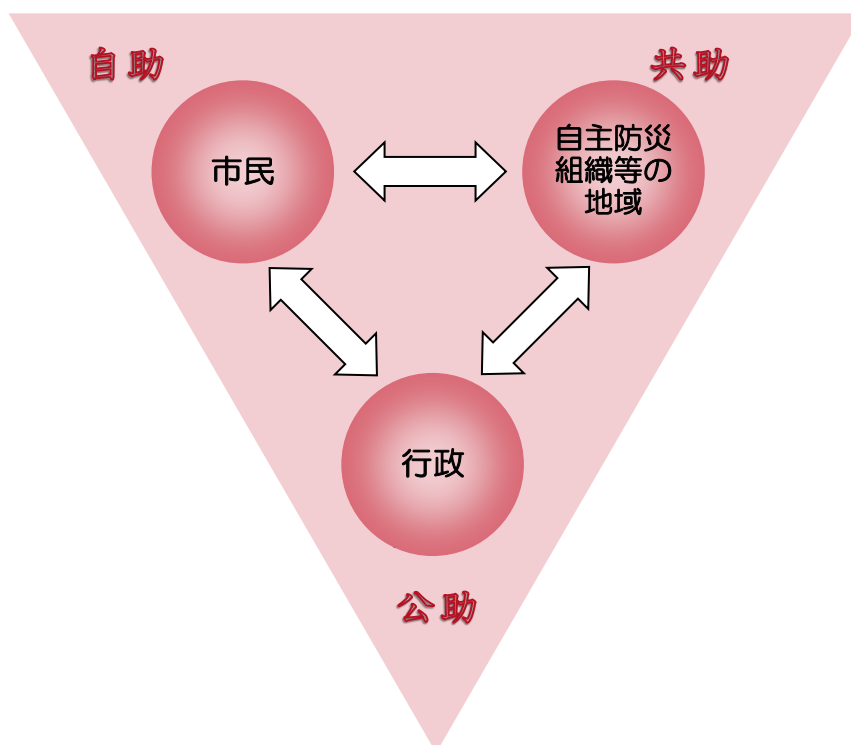
視点3：『公助』～ハード・ソフト両面からの災害に強いまち～

行政は、都市の根本的な安全性の強化を図るためのハード整備を進めながら、市民による『自助』の活動、地域による『共助』の活動を推進するために、災害防止に関する基礎知識や地域の情報を市民に正確かつ具体的に提供・広報するなど、防災体制の強化に努めることを、地域強靱化の第三の視点とします。

視点4：『自助・共助・公助の連携』～災害に対してしなやかに持続ができる

まち～

「想定外」を許さず、どのような災害が起ころうとも、本市にとって最悪の事態に陥ることのないよう、行政組織、地域経済、地域コミュニティのそれぞれが、被害を受けても迅速に復旧し、復興することが求められます。このため、平常時からの復旧・復興対策の推進、最悪の事態を発生させない都市環境の整備等、災害に強くしなやかで、持続可能なまちを保つ必要があることから、自助・共助・公助が連携し、事前の備えに努めることを、地域強靱化の第四の視点とします。



① 市民の役割（自助～市民が主役の災害に強いまち～）

自助

共助

公助

「自助」の精神の醸成と実践

大規模災害の発生直後に、一般に行政だけで被災されたすべての市民に援助を行き届かせることは困難となります。したがって、市民一人ひとりが、自らの身は自ら守るという意識を強く持ち、自分たちでできる災害に対する備えを着実に行うことが必要です。

大規模な地震に対しては、建築物等の倒壊や、火災の延焼を引き起こさないための対策を行うことが重要です。具体的には、建築物等の耐震化や不燃化、家具や備品等の転倒・落下防止、ブロック塀や門柱等の倒壊防止、感震ブレーカーの設置、窓ガラスや瓦等の落下防止、ガスメーター（マイコンメーター）復帰操作の習得等の取組を進めることが有効です。また、大規模な地震発生直後の火災は、同時多発的に発生するとともに、とりわけ建築物が密集している市街地では、建築物等の倒壊による道路の閉塞や断水による消火栓の使用不能等が理由で、消防隊による消火活動が遅れ、延焼が拡大し大火につながるおそれがあります。このような状況下においては、市民一人ひとりによる初期消火が被害の軽減に大きく寄与することから、消火器の設置や風呂水の貯め置き等に努めるとともに、いざというときには、火元の確実な消火が行えるよう訓練を行っておくことが必要です。

また、大雨や台風といった風水害への備えとして、最新の気象情報を収集することや、建築物及び敷地内の浸水対策を行うことが重要です。具体的には、止水板や土のうの準備、排水ポンプの設置による地下室への浸水防止や敷地内に雨水浸透ますの設置等が考えられます。

さらに、発災直後、安全に避難するためには、有効な情報入手手段である携帯ラジオ等を準備しておくとともに、家族等との緊急時の連絡方法の確認や避難場所や避難経路、移動手段等の確認を日頃から行っておくことも必要です。特に、高齢者や障害者、乳幼児など避難に時間がかかる家庭については、たとえ避難情報が発令されていなくても、空振りをおそれず、早い段階で避難するよう心がけることが重要です。

市民が日常生活に戻るまでには、かなりの日数を要することが予測されます。また、避難生活等を余儀なくされた場合においても、十分な食料や飲料水が支給されるまでに時間を要することも想定されます。したがって、最低3日間、できれば1週間は自力で生き抜くという考えのもと、日頃から非常用の食料・飲料水・衣服等の最低限の備蓄と非常用持ち出し品の準備、また、定期的な点検を行うこと等が必要になってきます。

このような日頃からの取組の積み重ねが、「自助」による災害対応力の向上につながります。

■市民の役割

●所有・居住する建築物の耐震化・安全化

具体的には…

- ・ 建築物の耐震診断、耐震改修、防火構造化
- ・ 家具や備品等の転倒、落下防止
- ・ ブロック塀や門柱等の倒壊防止、窓ガラスや瓦等の落下防止



●浸水対策

具体的には…

- ・ 止水板や土のう、排水ポンプの設置による地下室への浸水防止
- ・ 敷地内に雨水浸透ますの設置による浸水被害の軽減



●消火器具の備えと訓練

具体的には…

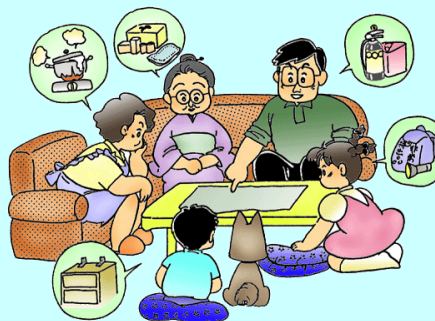
- ・ 消火器の設置
- ・ 風呂水等の貯水
- ・ 防災訓練、消火訓練



●事前に確認しておくこと

具体的には…

- ・ 避難場所や避難経路等の確認
- ・ 避難の方法・タイミングの確認
- ・ 家族等との緊急時連絡方法等の確認
- ・ ガスメーター（マイコンメーター）の設置場所と復帰操作の確認



●避難等に備え、事前に準備しておくもの

具体的には…

- ・ 携帯ラジオや懐中電灯等の常備
- ・ 食料や飲料水、衣類等の備蓄
- ・ 非常持ち出し品の準備



●自主防災組織等、地域への協力

具体的には…

- ・ 自主防災組織への参画、災害ボランティアへの登録

イラスト提供：全国消防長会

② 自主防災組織等の地域の役割（共助～互いが助け合い、支え合う災害に強いまち～）



発災直後の救助・救援活動は、地域住民の自主活動が最も効果を発揮します。発災直後は、救助・救援隊の速やかな対応が困難であり、可能な限り、家族のみならず、近隣住民の安否を確認し、負傷した人がいる場合には、自らが救助・救護活動を行うことで、人的被害を軽減することが可能となります。

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自衛の精神、そして「お互いに助け合い、支え合う」といった相互扶助や連帯の考えを基調とし、災害に強いまちづくりを推進していく活動母体となる自主防災組織が必要です。

自主防災組織は、災害時において救助・救護活動を行う主体となることから、日頃から救出・救助能力の向上や応急手当の習得等の訓練を行うとともに、地域住民の情報、とりわけ、災害時において自力での避難が困難な高齢者や障害者等の存在を避難行動要支援者名簿等で把握し、災害時における安否確認や避難等の手助けを希望する住民の支援を行うことが求められます。そのため、いざというときに適切かつ効果的な防災活動ができるよう、地区防災計画を策定し、同計画に基づいて平時から訓練を行っておくことが重要です。

また、近隣で火災が発生した場合は、消火器やバケツリレー等による地域ぐるみの初期消火活動を行えるよう消火訓練を行うことも必要です。このような初期消火の実施は、延焼火災の拡大を防ぐこととなります。

さらに、自主防災組織は、地域における被災状況や救援情報といった情報収集及び伝達を行うとともに、住民の指定緊急避難場所等への誘導、指定避難所等での援助物資等の分配等といった面での活動も期待されます。

このように、自主防災組織は、住民同士の交流を深め、ひいては、災害時のみならず、地域コミュニティの形成、防犯まちづくりといった日常のまちづくりにも大きく寄与します。また、大規模自然災害発生後には、これら自主防災組織が十分に機能していることが、復旧・復興を円滑に進める上で重要となってきます。

なお、これら地域での活動を行うに当たっては、性別や年齢などによるニーズの違いに十分に配慮することが必要です。とりわけ、指定避難所等における生活に当たっては、授乳室や保育室、男女更衣室、トイレ等、性別に配慮した運営が行われるよう、平常時から自主防災組織における女性の参画や女性のリーダーの育成、また、性別にとらわれがちな

役割分担意識の見直し等が求められます。加えて、感染症対策を意識し、避難所内での感染拡大を抑止する視点も必要です。

また、「2. 対象とする災害と本市の現状」でも整理したように、本市は約133万人、約62万世帯といった多くの人暮らし、今後しばらくの間は人口が増加することが予想されます。このような状況から、本市では多くの中高層のマンションが建設されており、マンションに居住する市民が増加しています。

近年建設されている中高層マンションは、免震や制震、耐震といった最新の建築技術が施されているものが多く、阪神・淡路大震災のような都市部で発生した地震においても倒壊等の大きな被害を受けたものが少なかったといわれています。そのため、自宅に倒壊や焼損の危険性がなければ、避難所へ避難することなく住み慣れた自宅で避難生活を過ごす在宅避難は、有効な選択肢の一つとなります。

しかしながら、中高層のマンションは一般の建築物とは異なり、それ自体の被害は少なくても、玄関ドアやサッシの開閉が不能となることや、窓の破損や家具等の転倒等が原因となる負傷や室内散乱が生じることにより、その後の生活に支障が発生する等の被害が多くみられています。また、多くの中高層の建築物では、災害時にエレベーターが停止し、特に高層階では、住民の避難や移動、飲料水や食料等の生活物資の輸送に支障をきたすとともに、行政やボランティア等による救援・救護活動支援が行き届きにくいといわれています。

したがって、中高層マンションに住む市民は、家具等の転倒防止対策や飲料水、食料品等の備蓄等、各家庭で備えることに加え、中高層マンション自体が、一つのコミュニティとして、これら災害が発生した場合においても助け合いが行えるよう、各家庭で備えることが困難な資機材の備蓄を始めておくことが必要です。また、安否確認、被害状況の把握、救出・救護活動の実施の方法等を定めた防災マニュアルの作成及び防災訓練等の実施が求められます。

■自主防災組織等の地域の役割

●救助・救援活動

具体的には…

- ・ 資機材の整備及び管理
- ・ 救助及び救護訓練の実施



●避難行動要支援者への支援活動

具体的には…

- ・ 避難行動要支援者の情報収集
- ・ 地区防災計画に基づく、安否確認や避難支援・誘導



●消火活動

具体的には…

- ・ 資機材の整備及び管理
- ・ 消火訓練の実施

●情報収集・伝達活動

具体的には…

- ・ 被災状況や救援情報の情報収集及び伝達



●避難所における活動

- ・ 避難所への地域住民の誘導
- ・ 生活ルール作り等、避難所の主体的な運営
- ・ 支援物資等の分配活動
- ・ 女性の視点や感染症対策を踏まえた避難所運営



③ 行政の役割（公助～ハード・ソフト両面からの災害に強いまち～）

自助 — 共助

公助

市民・地域による災害に強いまちづくりへの支援と防災体制の強化

市民の生命、身体及び財産を守るのは行政の責務です。本市は、木造建築物が多く、道路が狭い地域が残っており、消防・救急等の緊急活動の妨げとなるおそれがあります。また、市街地では、火災発生と延焼拡大の危険性を抱えています。風水害時には、河川の水位が上昇することにより外水氾濫が発生したり、市街地で同時多発的な内水氾濫が発生したりする危険性が考えられます。

このようなことから、大規模自然災害時において、「建築物が倒壊等をしない」「火災が発生しない・延焼しない」「大規模な水害が同時多発的に発生しない」まちを目指すことを目標とし、土地利用の適正化、面整備事業や災害リスクの高い地区における耐震・不燃化を行うとともに、都市基盤施設・防災拠点施設の整備及び耐震安全化による災害予防、ライフラインの強化による災害後の社会生活への影響の軽減等といった市街地の構造的な安全性強化に向けた取組を行うことが必要となります。

また、気候変動等の影響により、気象災害が頻発化・激甚化していることを踏まえ、グリーンインフラ（※）の整備や流域治水など、氾濫を起こさせない、もしくは、氾濫が起きた場合でも、その被害を可能な限り軽減できる取組をハード・ソフト一体となって推進する必要があります。

加えて、日進月歩の勢いで進歩しつづけるデジタル技術によって、効率的かつ効果的な避難対策及び情報伝達や、自治体間での広域的な連携が可能となります。また、精度の高い災害予測やシミュレーションなど、今後起こりうる被害を想定し、未然に防ぐ技術も進んでいます。そのため、災害に強いまちの実現に向けて、これら技術を積極的に取り入れ、活用していく必要があります。そのため、体制整備も推進する必要があります。

本市は、都心にアクセスしやすい立地的優位性から、人口は増加傾向にありますが、2030年にピークを迎えた後は減少に転じ、高齢化率も徐々に高まることが予測されています。今後増加が見込まれる高齢者等も含め、誰ひとりとして取り残されることのない防災体制の確立に向けて、防災に関する正しい知識を持ち、的確な行動を取れる『災害に強い市民』を育成するとともに、そのための普及・啓発を行うことが必要です。併せて、発災直後の救助・救護、消火活動の取組主体となる自主防災組織等による活動を促進するため、意識啓発・防災教育の充実に努めるとともに、救助資機材等の支援やこれらの活動を円滑に行うための訓練の助言・指導を積極的に進めることも必要となります。

※ 屋上の緑化や保安林の整備など、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。防災・減災への効果も期待される。

さらに、発災直後は速やかに災害情報を収集し、迅速かつ効果的な初動体制、応急体制を確立するため、平常時から情報伝達体制、消防体制、医療体制、危険度判定体制といった諸活動体制の整備の強化を図ることが必要です。また、関連市町村や都県、国との連携による緊急輸送体制や帰宅困難者等に対する支援・協力体制の確保も必要であり、これらの体制が機能するよう、地域住民・自主防災組織や企業、NPOやボランティア等と連携して訓練を行い、防災体制の強化を図ることが必要です。このように行政や地域で行う防災訓練は、市民自身ができる災害対策の一つであり、災害時の対応を学ぶ重要な機会となります。行政は、訓練内容の充実化を図って参加者が体験できる項目を増やすことや、開催の事前周知を徹底することで、幅広い世代の地域住民の参加を促すことが強く求められるといえます。

また、市民の生命、身体及び財産を迅速かつ的確に守るため、施設や人員の整備を進めるなど、消防・救急体制の充実強化を図るほか、災害後、速やかに市民生活及び社会経済活動を営むことができるよう、復旧・復興に向けた備えを整備することも重要となります。

■行政の役割

●市街地の構造的な安全性強化

具体的には…

- ・ 地盤災害予防や土地利用の適正化
- ・ 面整備事業の実施や災害リスクの高い地区における耐震及び不燃化
- ・ 都市基盤施設や防災拠点施設の整備及び耐震安全化
- ・ ライフラインの安全化等
- ・ 流域治水対策の推進、グリーンインフラの整備



●市民の防災意識高揚に向けた啓発活動、防災教育の推進

具体的には…

- ・ 小中学校等における防災教育の実施
- ・ 自主防災組織等における地区防災計画等の策定支援



●市民・自主防災組織の活動に対する支援

具体的には…

- ・ 防災知識や取るべき事前準備の普及及び啓発
- ・ 資機材購入の支援
- ・ 各種訓練への指導及び助言



●初動体制・応急体制の確立・強化

具体的には…

- ・ 災害情報収集伝達体制や消防体制、医療体制、危険度判定体制の確立及び強化
- ・ 非常用物資の備蓄
- ・ 緊急輸送体制の整備や帰宅困難者への支援体制の充実といった広域連携の強化



●復旧・復興体制の強化

具体的には…

- ・ 住宅復興、産業復興に向けた体制づくり



イラスト提供：全国消防長会

第4章 地域強靱化の目標設定

(1) 地域強靱化の基本目標

前述の自助、共助、公助のそれぞれの取組と、自助・共助・公助の連携という4つの視点から、災害に強く、災害に対してしなやかに持続ができるまちづくりを実現するため、県地域計画との調和を保ちつつ、「V 首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること」を追加して、5つの基本目標を定めました。目標を実現するため、市民や地域、企業、行政が手を取り合って「被害を軽減する」取組を推進します。

《地域強靱化5つの基本目標》

- I 市民、地域、行政の連携により人命の保護が最大限図られること
- II 行政、地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 都市環境を整備し、市民の財産及び公共施設の被害を最小限に抑えること
- IV 迅速な復旧・復興を達成すること
- V 首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること

(2) 事前に備えるべき目標（行動目標）

5つの基本目標を基に県地域計画との整合性を図りながら、大規模自然災害を想定し、具体化した事前に備えるべき目標（行動目標）を次のとおり9つ設定しました。以下に、9つの事前に備えるべき目標（行動目標）及びその概説を示します。

事前に備えるべき目標1

《被害の発生抑制により人命を保護する》

災害により人命が失われる要因は、地震による建物の倒壊、火災・延焼、がけ崩れ、風水害による浸水等、災害の種別・程度により様々です。これらの危険性を把握し、その要因に応じた、耐震化、消防力の強化、風水害予防対策等、人命の保護のために行政

が実施すべき施策を着実に推進していくものとします。

一方で、災害による人命の保護については、市民が自らの身を自分自身で守る『自助』が、その基本となります。そのため、防災に関する正しい知識を持ち、的確な行動を取れる『災害に強い市民』を育成することが重要です。子供から大人まで幅広い世代の防災訓練への参加の促進や、生涯を通じた教育活動等を推進し、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災活動に参加するなど、防災に関する知識と行動力を高めます。

事前に備えるべき目標 2

《救助・救急・医療活動により人命を保護する》

災害発生直後は、救急・救助や医療活動に関する需要が急増することが予測されます。そのため、救助・捜索活動能力の向上、緊急消防援助隊等防災関係機関による支援が円滑に受けられるような受援体制の整備等に努めていきます。

しかしながら、行政や防災関係機関による救援・救護活動には限界があります。大規模な地震災害等の発災直後においては、行政自身の被災や、情報の混乱等により、すべての市民には、支援の手を届けることができないのが実状です。そのため、「自らの身は自ら守る」といった『自助』の精神とともに、平常時から地域住民がお互い助け合い、人命救助や初期消火に当たることにより被害を少なくするといった『共助』の取組が重要となることから、自主防災組織を中心とする地域の共助体制構築への取組を積極的に支援します。

東日本大震災や水害等の災害では、高齢者等の要配慮者に死傷者が多数発生しています。要配慮者に対しても、『共助』の力を活用しながら、避難支援体制の構築等の人命保護対策を行っていきます。

事前に備えるべき目標 3

《交通ネットワーク、情報通信機能を確保する》

交通ネットワークは、避難行動、災害後の被害情報収集、物資の輸送等、災害対応の根幹に関わる重要な基盤施設となります。また、本市のような交通の要衝においては、交通ネットワークの寸断は、大量の帰宅困難者の発生や広域的な連携において支障が生じる大きな要因となります。このため、交通ネットワークに関わる施設の耐震化・機能強化を図り、災害時においても交通ネットワークの必要な機能が維持され、即座に活用できる環境の整備に努めます。

また、災害発生直後において、被災者が最も必要とするものの一つが「正確な情報」

であるといわれています。正しい情報を迅速に市民に届けることができるよう、多種多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図ります。

事前に備えるべき目標4

《必要不可欠な行政機能を確保する》

災害が起きてから数時間あるいは、その後数日間程度の初期段階における対応が、被害の拡大防止及び復旧・復興に向けた取組に大きく影響を及ぼします。東日本大震災では、津波により多くの被災地で自治体自体が被災したことが、その後の災害対応や、復旧・復興の円滑な進捗を阻害する大きな要因となりました。このため、行政組織自体の被害を予防するとともに、災害発生後に迅速かつ円滑な活動を行うことができる防災体制の整備と強化を行うことが必要です。

災害対応能力の向上を図る行政職員等の研修教育の充実、災害時に求められる情報収集伝達、備蓄、医療や生活物資等の調達等の諸活動体制の整備及び消防力の強化といった各種体制の強化、広域的な災害活動を実施するための政令市や首都圏自治体等との連携・応援・受援体制の整備及び緊急輸送体制等の整備を図ることを目指します。

事前に備えるべき目標5

《生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する》

上下水道・電気・ガスといったライフラインが被災した場合、住居自体は被害がなくとも、通勤・通学や、炊事・洗濯等、日常の生活を行うことが困難な被災者が多数発生すると想定されます。市民生活や経済活動に密接に関わるライフラインの早期復旧は、災害後一日も早く日常の生活に戻るために重要です。

したがって、これらライフラインの安全化に取り組み、各ライフライン事業者との連携を強化することにより、災害後の社会生活への影響の軽減を図ります。

事前に備えるべき目標6

《「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する》

多くの企業が立地する本市においては、地域住民だけではなく、企業が防災に取り組む大切さを啓発し、従業員の安全確保や、行政との防災協力を進めることにより、社会全体としての防災体制を整えることが必要です。工場・商業施設等の被害による閉鎖等、事業継続に支障が生じると、経済が停滞し、商業の販売額の減少等大きな間接被害を生むことが懸念されます。

また、農業は人々にとって必要な食料を供給する重要な役割を担っており、経済活動を行うに当たっての根幹となる産業です。そのため、農業被害は、農家の経済的な打撃になるばかりでなく、食料等の価格高騰を招き、ひいては社会不安を引き起こすおそれがあります。

そのため、災害に強い企業の育成促進や、農業等の産業被害を軽減するための各種事業に取り組むとともに、地域の企業・団体が地域社会を構成する一因として、災害時にその得意分野での役割が担えるような、企業等との協力ネットワークの構築に努めます。

事前に備えるべき目標7

《二次災害を発生させない》

都市環境によって、同様の災害でも被害の様相は大きく異なります。災害の発生自体を防ぐことは困難ですが、災害の拡大、二次災害の発生を防止できる“まち”をつくることは、行政の重要な責務の一つであるといえます。

東日本大震災では、安全な避難経路や避難所等といった、災害に強い都市空間の不足が、津波による人的被害を拡大する要因となりました。また、阪神・淡路大震災では、火災や家屋倒壊による人的被害の多くが老朽化した木造建築物の密集地域で発生したとされています。

本市における被害想定では、木造建築物が多く、道路が狭い既成市街地において、大規模な延焼火災が発生するおそれがあることが指摘されており、これら地域を中心とした安全な市街地の整備を図ることが求められます。

また、都市公園や緑地等のオープンスペースは、都市の潤いを与える空間であるとともに、火災の発生に伴う輻射熱の遮断や延焼の防止、指定緊急避難場所等の防災空間としても機能することから、これらオープンスペースの確保に向けた取組を推進します。

事前に備えるべき目標 8

《大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする》

東日本大震災でも明らかのように、大規模自然災害が発生した場合、復旧・復興には、長い期間を要します。災害発生によって防ぎきれなかった被害に対しては、応急的な対策に一定の目途が立った後、一日も早い日常生活・社会生活への回復を図ることが求められます。

したがって、災害による被害を想定し、応急仮設住宅の供給、市民の生活再建支援等、復旧・復興に向けた必要な備えを行い、大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができる社会を構築することを目指します。

事前に備えるべき目標 9

《首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする》

東京都心部が深刻な被害を受け、首都機能に災害の影響が発生した場合、本市は、首都に近接する都市として、いち早くその機能を復旧させることで、必要な支援の実施、避難者の受入れ等のバックアップ機能を果たすことが求められることから、体制整備等準備に努めるものとします。

また、本市は鉄道駅周辺を中心に多くの商業施設や事業所が集積し、従業員や買い物客等が市外や県外からも多く集まる東日本の交流拠点都市です。そのため、大規模な地震等で交通が寸断されることにより、大量の帰宅困難者が発生することが予想されます。帰宅困難者への対策は、事業者等と行政が一体となって「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底に取り組みます。また、本市のみならず広域的に対応すべき課題のため、近隣の市町村や都県、国と連携し、これら帰宅困難者に対して安心・安全が提供できるよう、地域の企業との協力により一時滞在施設の開設や帰宅ルート情報の提供を行う等、「帰宅困難者の支援」の体制づくりを推進します。

第5章 脆弱性評価と推進方針

脆弱性評価は、基本法に基づく国土強靱化地域計画の策定に先立ち実施するものであり、発生が想定される最大クラスの大規模自然災害が発生した場合に「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないように対策を講じることができているかを調査し、評価するものです。

(1) 脆弱性評価の方法

評価においては、まず、本市の特性や社会的役割を考慮した上で、「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

次に、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、発生要因や被害想定等に基づく危険性の程度等を考慮した上で、発生回避・被害軽減に資する現在の本市の取組を把握し、事態の発生回避・被害軽減に向けた取組の現状と、今後の更なる対策の必要性を評価します。

(2) 評価のポイント

評価の際は、以下のポイントに留意しつつ、分析・評価を行いました。

1. 近年の災害状況を意識しているか
2. 起きてはならない最悪の事態を回避する視点があるか
3. 具体的な取組が検討できているか

(3) 近年の災害などで生じた課題

本計画の策定から5年が経過した間に様々な災害が発生し、本市においても大きな影響を及ぼしました。とりわけ、令和元年に発生した令和元年東日本台風や、同年末頃から世界中で流行した新型コロナウイルス感染症は、頻発化・激甚化する災害への対応の必要性や、新たなリスクに対する備えの重要性を課題として残しました。

このような、過去の災害から学ぶべき教訓や課題を踏まえ、本市における今後の強靱化に向けた脆弱性評価を実施し、推進方針を設定します。

■ 令和元年東日本台風の際に生じた主な課題

令和元年東日本台風は、10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けました。その影響から、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となりました。この記録的な大雨により、埼玉県を含めた1都12県に大雨特別警報が発表されました。

この台風による被害は、令和2年4月10日時点で、死者・行方不明者94人、重傷者42人のほか、家屋の全壊3,273棟、半壊28,306棟、一部破損35,437棟、床上浸水7,666棟等に及び、関東甲信越地方、東北地方を中心に停電や断水が相次ぎ、停電が最大で約52万戸、断水が最大で約16.8万戸発生するなど、ライフラインにも大きな被害が生じました。

また、この台風によって多くの人的被害を受けただけでなく、道路の損壊や道路への土砂の流入、橋りょうの流出などにより多数の孤立地域が発生したほか、停電、断水等、ライフラインへの被害や鉄道の運休等の交通障害が発生するなど、住民生活に大きな支障が生じました。

令和2年6月30日時点における本市の被害状況は、重傷者1人、軽傷者1人のほか、家屋の全壊2件、半壊2件、一部損壊86件、床上浸水968件、床下浸水392件等、停電が4,300件に及び、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用されました。

この教訓を踏まえ、人命を保護することはもとより、都市基盤の強化を進めていく必要があります。

■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する主な課題

令和元年末頃に中国にて発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に拡散し、多くの感染者や死者を出す事態を引き起こしました。そのため、わが国では、更なる感染拡大を抑制するとともに、子どもたちへの感染拡大の防止を目的として、令和2年2月に全国の小中高校に対して臨時休校を要請しました。さらに、同年4月7日には、

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に対して、また、16日には全都道府県に対して緊急事態宣言を発出しました。

緊急事態宣言では「感染防止の徹底」「外出自粛要請」「時差出勤」「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避の徹底」「テレワークの活用促進」「繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛要請」「他都府県への往来自粛要請」「施設の使用停止の要請」「催物（イベント）開催自粛の要請」等の措置が講じられ、この影響は令和4年度現在も続いています。

新型コロナウイルス感染症の影響下で自然災害が発生した場合においては、感染症対策を踏まえ、衛生環境の整備や3つの密を回避するための避難場所確保などの防災対策を講じる必要があります。

(4) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならない（基本法第14条）ものであるため、基本計画で設定された45の「起きてはならない最悪の事態」及び、県地域計画の37の「起きてはならない最悪の事態」との整合を図りつつ、本市の基礎自治体としての役割や特性を考慮して、第4章に示した9種類の「事前に備えるべき目標（行動目標）」に対して、35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下に設定しました。

■ 「事前に備えるべき目標（行動目標）」と「起きてはならない最悪の事態」（1/2）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死傷者が発生する事態
	1-2	建築物の倒壊等により、多数の死傷者等が発生する事態
	1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
	1-7	災害に対する市民の知識不足により、被害が拡大する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3	避難所において疫病・感染症等が大規模発生する事態
	2-4	地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
	2-5	避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態

■「事前に備えるべき目標（行動目標）と「起きてはならない最悪の事態」（2/2）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3 交通ネットワーク、 情報通信機能を確保 する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2	旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-3	物資の輸送が長期間停止する事態
	3-4	情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-5	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機 能を確保する	4-1	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要に適切 に対応できない事態
5 生活・経済活動に必 要なライフラインを 確保し、早期に復旧 する	5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	上水道施設の被害により、給水停止が長期化する事態
	5-4	下水管路の被害、汚水処理施設の長期間停止等により、 汚水が滞留する事態
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が 悪化する事態
6 「稼ぐ力」を確保で きる経済活動の機能 を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害を発生させ ない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2	危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災 後でも迅速な再建・ 回復ができるように する	8-1	大量に発生する災害廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅 に遅れる事態
	8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事 業に着手できない事態
	8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
	8-6	ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、市民生 活の再建が遅れる事態
	8-7	応急仮設住宅の供給の遅れ等により市民生活の再建が 遅れる事態
9 首都機能の維持・復 旧をバックアップで できるようにする	9-1	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
	9-2	東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻 痺・停止する事態

(5) 重点的に推進する取組の設定

脆弱性評価の結果に加え、県地域計画で定める「重点的に推進する取組」との整合を図りながら、本市の特性を踏まえ、市域において脆弱性が高いことが懸念される「起きてはならない最悪の事態」や、優先的に取り組むべき「起きてはならない最悪の事態」について、以下のとおり「重点的に推進する取組に係る「起きてはならない最悪の事態」と位置付け、限られた地域資源を効率的かつ効果的に生かした強靱化を推進します。

■重点的に推進する取組に係る「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1	火災により、多数の死傷者が発生する事態
	1-2	建築物の倒壊等により、多数の死傷者等が発生する事態
	1-3	異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死傷者が発生する事態
	1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
	1-7	災害に対する市民の知識不足により、被害が拡大する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3	避難所において疫病・感染症等が大規模発生する事態
	2-4	地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
	2-5	避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態
3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-3	物資の輸送が長期間停止する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1	市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要に適切に対応できない事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3	上水道施設の被害により、給水停止が長期化する事態
	5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
9 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする	9-1	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
	9-2	東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態

(6) 「施策分野」の設定

施策分野は、脆弱性評価を行う上で「起きてはならない最悪の事態」と並ぶもう一つの評価軸であり、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の対策が、施策の分類ごとに適切に講じられているかを確認するものです。加えて、強靱化に関する施策・事業の担当部局を明確化するためにも用いるものです。

本計画では、「起きてはならない最悪の事態」と同様に、国や県の計画との整合を図りつつ、本市の行政の組織体制を考慮した上で、以下のとおり、12の個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

■ 「施策分野」の設定

分類	施策分野	
個別施策分野	①	行政機能/消防
	②	住宅・都市
	③	保健医療・福祉・子育て
	④	エネルギー
	⑤	情報通信
	⑥	産業・金融
	⑦	道路・交通・物流
	⑧	農業
	⑨	環境
	⑩	土地利用・国土保全
	⑪	ライフライン
	⑫	教育
横断的分野	⑬	地域づくり・リスクコミュニケーション
	⑭	老朽化対策

(7) 最悪の事態の発生回避に向けた脆弱性評価の結果と地域強靱化の推進方針

脆弱性評価においては、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態に関する本市の特性に基づく課題、被害想定における評価等、本市の状況を取りまとめます。

そして、最悪の事態を回避、抑制、軽減するために実施している、あるいは、実施すべき取組の状況と今後の推進の必要性について、「推進方針」として整理します。

なお、推進方針に基づき行っている現状の事業・取組については、実施及び進捗状況の見直しや新規事業・取組の追加等を考慮し、別冊資料「さいたま市国土強靱化地域計画に基づく事業一覧」にて管理を行います。

事前に備えるべき目標1：被害の発生抑制により人命を保護する

1-1 火災により、多数の死傷者が発生する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【土地利用上の課題】

農地・緑地等の土地利用を除くと、市街地の多くが住宅系の土地利用となっており、建築物の出火防止対策を推進していくことが必要です。

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の火災被害については、強風時の冬18時に地震が発生したと想定した場合、市内の各地で約160件の出火が発生し、木造建築物が多く道路が狭あいな既成市街地を中心に、住民による初期消火や、消防力で消火できなかった火災が延焼し、約44,900棟が焼失すると想定されています。

また、火災による人的被害は、死者約1,200人、重傷者約340人、負傷者約1,200人と想定されています。

このように多数の火災延焼による焼失とそれに伴う人的被害の発生が想定されており、火災による多数の死傷者の発生は、本市の脆弱性における主要課題の一つと考えられます。



推進方針

大規模災害が発生した時に起こりうる被害を防止・軽減するため、家庭内における出火防止対策の普及促進による出火の予防や、消防団を含む消防力の整備強化による早期の消火能力の向上等、消防力強化に資する対策を進めるものとします。

1-2 建築物の倒壊等により、多数の死傷者等が発生する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【自然・地勢的な特性上の課題】

河川沿いの低地では、軟弱な地盤で地震の揺れが増幅され、台地と比べてより大きな震度となることが想定されます。また、地盤の液状化による被害の発生が懸念されます。

【土地利用上の課題】

農地・緑地等の土地利用を除くと、市街地の多くが住宅系の土地利用となっており、建築物の耐震化を推進していくことが必要です。

【過去の災害の経験からみた課題】

東日本大震災では、本市での建築物の直接被害は少なかったものの、家具の転倒・落下等が発生しており、その防止策の普及・啓発が必要です。また、平成30年6月に大阪府北部にてマグニチュード6.1の地震が発生した際、小学校のブロック塀が倒壊し、小学生が下敷きになる被害が生じました。そのため、建築物そのものに加え、付属物についても十分な対策を講じる必要があります。

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の建築物被害については、強風時の冬18時に地震が発生したと想定した場合、地震の揺れ、液状化、急傾斜地崩壊による被害を算定したところ、全壊が約17,500棟、半壊が約54,400棟に上り、耐震性の低い老朽木造建築物を中心に、建築物被害が多数発生すると想定されています。特に、修繕の際に予備調査及び修繕計画を求められる文化財は、適切な耐震化がされていないと考えられます。そのため、災害をきっかけにして、市の貴重な宝が失われるおそれがあります。

また、建物倒壊による人的被害は、死者約800人、重傷者約930人、負傷者約6,600人と、多数の死傷者が発生することが想定されています。



推進方針

地震発生における建築物の倒壊に加え、ブロック塀など工作物の倒壊や落下等による被害の発生を予防することが重要と考えます。そのため、建築物の耐震化や、発災直後の危険度判定など、被害を最小限に抑制するための取組を推進していくものとします。また、災害から文化財や歴史的資産の喪失を防ぎ、地域文化を守り伝えていきます。

1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死傷者が発生する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【自然・地勢的な特性上の課題】

河川沿いの低地では、風水害時に河川の氾濫による被害が想定されます。

台地では、低地に比べて危険性は相対的に低いものの、市街地では、短時間の集中豪雨等における内水氾濫による被害の発生が懸念されます。特に、近年は世界的な異常気象に伴う豪雨災害の激甚化・頻発化に加え、急激な都市化に伴う河川流域の保水・遊水機能の低下が懸念されています。

【過去の災害の経験からみた課題】

短時間の集中豪雨等に伴う内水氾濫等による浸水被害が相次いでおり、都市型水害対策を推進する必要があります。

施設整備等ハード対策に加えて、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの周知などのソフト対策により、総合的な浸水対策を推進する必要があります。

貯留・浸透施設の整備とともに、透水性舗装や浸透側溝、浸透ます等により、雨水を地下に浸透させることで浸水を抑制する必要があります。

【被害想定に基づく課題】

さいたま市被害想定調査（平成26年3月）時点の計画規模降雨を想定した被害想定にはなりますが、大雨等により荒川等の河川が氾濫した場合、浸水想定範囲は、浦和区を除く本市全域に広がり、約88,700棟の建物が浸水、うち約67,700棟が床上浸水し、被災人口は約337,700人、洪水による建物被害棟数は約26,200棟と、低地部を中心に、多数の浸水被害が想定されています。

都市化により地中の保水機能が低下していることから、洪水のピーク流量が大きくなることで排水能力を上回った場合、浸水が発生する危険が高くなることが想定されます。

荒川が氾濫した場合、市全域の広い範囲で避難受入れができる施設の不足が想定されます。

浸水想定区域等の知識について、防災訓練等を通じて市民に普及・啓発し、安全な段階で自ら避難を行うような意識を定着させる必要があります。

また、地震災害において河川堤防が液状化の発生で破損することで、水害等の複合災害が発生する危険性があります。

【令和元年東日本台風の際に生じた課題】

令和元年東日本台風の影響は広範囲にわたり、本市も多大な被害を受けました。この災害により、行政による避難情報の分かりにくさ、避難が遅れたことによる被災、高齢者等の被災など、様々な課題が顕在化しました。これを受け、令和3年5月に災害対策基本法が見直され、避難勧告・避難指示の一本化や広域避難に関する事項の追加等が行われました。

近年は自然災害が頻発化・激甚化しており、発生要因も複雑化しています。いつ起きるかわからない災害に対し、逃げ遅れが生じない体制整備を進めるとともに、近隣市との連携を図ることで、避難先の選択肢を増やしておく必要があります。



推進方針

河川の氾濫や短時間の集中豪雨等による内水氾濫等の浸水被害に備えるため、河川の改修や雨水幹線の整備、流域全体で水害の軽減を図る流域治水、雨水の貯留浸透機能を向上させるグリーンインフラの整備等のハード対策を推進します。それとともに、自ら判断して安全なうちに避難を行えるよう、ハザードマップの周知等を通じた意識啓発などのソフト対策を同時並行的に推進します。

1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【自然・地勢的な特性上の課題】

本市は平野部で、埼玉県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が18箇所（令和4年4月1日現在）と他の都市と比較して少なく、大規模な土砂災害に関する脆弱性は高くないと考えられます。

【過去の災害の経験からみた課題】

令和3年6月末から7月上旬にかけて生じた大雨によって、熱海市伊豆山の住宅地にて大規模な土石流が発生しました。崩落が発生した場所は盛り土部分であるとされ、土石流の発生後に気象警戒レベル5相当の「緊急安全確保」を発令するに至りました。

最悪の事態を見据えて、日頃からの周知・啓発を進めていく必要があります。

【被害想定に基づく課題】

本市は全体的に高低差が少ない地勢的な特性を有しており、急傾斜地崩壊危険箇所は他の都市に比べて非常に少ないことが特徴です。そのため、大規模な土砂災害の危険性は比較的低いと考えられています。しかしながら、近年は台風の大型化や局所的な集中豪雨等、自然災害が頻発化・激甚化していることを踏まえると、傾斜地の崩壊など被害の想定を幅広く検討するとともに、適切な対応策を講じる必要があります。



推進方針

現状においても本市の地形的な特性上、大規模な土砂災害に関する脆弱性は高くないと考えられることから、開発許可制度の適切かつ継続的な運用や、宅地造成等の審査の継続的な実施等により、土砂災害発生危険性を抑えるための対策を中心に行います。

また、土砂災害警戒区域に居住する住民情報を把握し、避難情報発令時に適切に情報を伝達する仕組みを引き続き運用していきます。

1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の被害想定では、鉄道施設において 227 箇所（JR 在来線…181 箇所、JR 新幹線… 6 箇所、東武野田線…23 箇所、埼玉新都市交通…13 箇所、埼玉高速鉄道… 4 箇所）の被害が発生すると想定されており、列車の運行中に災害が発生した場合、列車の転覆等の被害が発生することが懸念されます。



推進方針

「さいたま市地域防災計画」の改定等を通じて、鉄道事業者に対して耐震化等の対策を行うことを促進していくとともに、災害が発生した場合の多面的な協力体制の構築を進めていきます。

1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【本市の防災体制に基づく課題】

災害発生時、あるいは災害の発生が予想される場合において、空振りを恐れず、早期かつ的確に避難指示等を市民に発令することは、高齢者等の逃げ遅れなどを回避する上で必要なことであり、行政の重要な役割といえます。

行政職員・教職員等は、平時から災害対応に必要な知識の習得と防災力の向上に努め、災害発生時は、一人ひとりが主体となって、迅速かつ的確に対応することが求められます。



推進方針

職員の防災教育の充実化や実災害を想定した実働・図上訓練の継続的な実施等により、行政の災害対応力を高める施策を推進していくものとします。

1-7 災害に対する市民の知識不足により、被害が拡大する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【人口特性上の課題】

都心に近く、今後も多くの人の転出入が見込まれることから、特に本市に転入してきた新住

民に対して防災意識の啓発を進める必要があります。

【過去の災害の経験からみた課題】

マグニチュード7クラスの大規模な地震がいつ起きてもおかしくない状況から、市民・企業・行政が、日頃から地震を意識し、備蓄等、地震時における対策を講じておく必要があります。

【令和元年東日本台風の際に生じた課題】

令和元年東日本台風は広範囲にわたり、本市も多大な被害を受けました。この災害により、「避難勧告」と「避難指示」といった避難情報の分かりにくさが顕在化したことを受け、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の一本化、個別避難計画の作成、広域避難に関する事項が追記されました。

これらの情報を周知し、手遅れになる前に適切な避難行動がとれるよう、市民との共有を図る必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大における課題】

令和元年末から世界的に猛威を奮った新型コロナウイルス感染症対策として、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」を指す「3つの密」が示されました。また、令和3年5月に修正された防災基本計画では、適切な空間の確保や感染症対策に必要な物資の備蓄促進等、避難所における感染症対策が追加されました。

そのため、自宅での避難が可能であれば、避難所に行かずに慣れ親しんだ自宅で生活を続ける「在宅避難」を周知・促進するなど、避難先を分散し、集団の発生を抑制するための取組が必要となります。



推進方針

地域の強靱化において、自助の力の向上は必要不可欠なものであり、様々な機会をとらえて、市民の防災知識の向上、災害対応力の向上を図っていきます。

事前に備えるべき目標2：救助・救急・医療活動により人命を保護する

2-1 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の人的被害については、強風時の冬18時に地震が発生したと想定した場合、建物倒壊、急傾斜地崩壊、火災、屋内外転倒物・落下物による人的被害は、死者約2,000人、重傷者約1,400人、負傷者約8,100人と、多数の死傷者が発生することが想定されています。このような人的被害が同時に発生した場合、必要な救助・捜索活動が大量に発生することで、行政の対応能力を超過し、必要な救助の手が市民に迅速に届かず、遅れが生じる可能性があることは否定できない状況です。



推進方針

大規模な地震や風水害等の発生時は、本市の消防力だけでは対応が困難となることが想定されるため、リスクシナリオ1-1に示した本市の消防力の強化と合わせて、活動拠点を整備し、受援体制を整えておく等の支援部隊の円滑な支援が得られるよう、受援体制整備を推進していきます。

2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【防災施設等の整備における課題】

医療施設の更なる耐震化推進が必要です。現状では、地震災害時に被災する可能性があるため、負傷者に対する緊急医療が十分に実施できない危険性があります。

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震では、強風時の冬18時に地震が発生したと想定した場合、受け入れ可能な病床数から、重傷者数（約1,400人）や要転移患者（約790人）などの入院需要を差し引くと約1,500人分の病床不足が起こることが想定されています。



推進方針

急激な負傷者の増加で病院が使用できない事態を回避するため、医療施設の耐震化を推進します。また、医薬品・資機材の確保や、応急処置体制の整備などを進めることで、災害時の医療需要に対応できる体制整備を推進します。

2-3 避難所において疫病・感染症等が大規模発生する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【防災施設等の整備における課題】

避難所における衛生環境確保のための、災害用マンホール型トイレについては、平成26年度時点で避難所である市立の小中高等学校163校に整備しています。今後着実な維持管理を行っていくほか、災害時マンホール型トイレを整備しない避難所については、整備した場合と同水準を目安に、簡易トイレや非常用排便袋の整備を進めることで、避難所におけるトイレ対策については、一定の対策が完了しているものと評価できます。今後さらに、避難所における疫病・感染症発生予防のため、衛生環境確保に資する多様な取組を検討する必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大における課題】

リスクシナリオ1-7で示したとおり、令和元年末から世界的に猛威を奮った新型コロナウイルス感染症対策として、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」を指す「3つの密」が示されました。また、令和3年5月に修正された防災基本計画では、適切な空間の確保や感染症対策に必要な物資の備蓄促進等、避難所における感染症対策が盛り込まれました。

そのため、災害が発生した際は、人命を守ることはもとより、避難先での集団感染が起きないように、マスクや消毒液などの衛生用品の備蓄、パーティションの設置や発熱者の専用スペースの確保等、避難所運営のあり方を見直す必要があります。



推進方針

避難所における疫病・感染症発生予防のため、衛生環境確保に資する多様な取組を検討するとともに、衛生対策用品を確保するなど衛生対策を推進することで、疫病・感染症等の予防体制の確保を図ります。

2-4 地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【人口特性上の課題】

世帯あたり人数の減少が進行し、地域のコミュニティが希薄になっていくことが懸念されることから、災害時の地域での声かけ、助け合いが課題となっています。また、今後は高齢化の進行が予測されていることから、地域コミュニティに属する一人ひとりの力が重要になります。そのため、各人が自発的に行動し、相互に協力しあえる環境づくりが必要になります。

【市民防災活動上の課題】

自主防災組織の結成率が低い区を中心に自主防災組織の結成を促進し、地域差の解消を図ることが必要です。また、既に結成されている各自主防災組織においては、訓練を始め引き続き

活動を継続し、市民の防災意識の定着と地域防災力の向上へつなげることが必要です。

生活形態の多様化により、地域や世代間のつながりが変化しています。地域防災力に欠かせない「人のつながり、コミュニティ」の維持・強化に努める必要があるとともに、災害時の応援・協力、災害ボランティアの受入れ等、地域での支援体制を構築することが必要です。

自主防災組織の構成員の高齢化が進んでおり、地域のコミュニティへの若い世代の参画を促進する必要があります。



推進方針

市域の共助体制の中心を司るものとして、自主防災組織を挙げ、自主防災組織の育成及び各種支援策に積極的に取り組むものとします。なお、行政における災害対応及び被災者支援には限界がある中で、本市の強靱化を向上させるために、共助の体制を確立することは、重要な対策となると考えられることから、重点的に取組の推進を行います。

2-5 避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【人口特性上の課題】

高齢者人口の割合や在留外国人人口が増加しており、これに応じて要配慮者も今後増加していく傾向にあります。特に、外国人が避難所の場所を知らない、あるいは避難所での行動を十分に理解できていない場合等、外国人の排除・差別につながるおそれがあります。

【市民防災活動上の課題】

避難行動要支援者への支援を地域で進めるには、地域住民の連携強化が重要であり、避難行動要支援者情報の共有や避難支援を地域主体で検討する必要があります。

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震では、強風時の冬 18 時に地震が発生したと想定した場合、約 14,800 人の高齢者、約 4,900 人の乳幼児等の多数の要配慮者が避難所に避難すると想定されており、要配慮者の状況に応じた受入れ体制・環境整備が必要となっています。

【過去の災害の経験からみた課題】

近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65 歳以上）が占める割合が、「令和元年東日本台風（約 65%）」、「令和 2 年 7 月豪雨（約 79%）」となっています。多くの高齢者が被害を受けている状況を踏まえて、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正により、市町村による個別避難計画作成が努力義務化されました。



推進方針

避難行動要支援者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に積極的に実施します。

また、自治会・自主防災組織や民生委員等による避難行動要支援者名簿の活用を推進するなど、行政、地域が一体となった要配慮者の支援体制の確立に取り組むとともに、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、個別避難計画の作成を推進します。

事前に備えるべき目標3：交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

3-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【土地利用上の課題】

東西方向の軸となる道路網が相対的に少ないことから、災害時の避難や緊急車両等の通行、帰宅困難者対策、迂回路の設定や、広域からの救援活動への支障が懸念されます。

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の被害想定では、大宮区、中央区、浦和区、南区で沿道建物の倒壊により、多くの細街路において道路閉塞率が高くなることが想定されています。



推進方針

沿道建物の倒壊や電柱の倒壊による道路の閉塞を予防し、避難経路や救急・救助活動経路を確保するため、狭あい道路の拡幅及び無電柱化を推進していくものとします。なお、狭あい道路の拡幅については、土地所有者の意向に十分配慮するものとします。

3-2 旅客の輸送が長期間停止する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【位置的な特性上の課題】

鉄道網が発達している本市の特性からも、大地震による列車の脱線事故や高速道路での大事故等も想定した対策が求められます。

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の被害想定では、鉄道施設において227箇所（JR在来線…181箇所、JR新幹線…6箇所、東武野田線…23箇所、埼玉大都市交通…13箇所、埼玉高速鉄道…4箇所）の被害が発生すると想定されており、これらの復旧のため、鉄道輸送が長期間停止する事態の発生が懸念されています。



推進方針

被害想定では、鉄道施設においても被害が発生すると想定されているため、リスクシナリオ1-5で示す鉄道事業者に対して耐震化等の対策を行うことを促進していくことが必要です。

また、鉄道輸送がある程度の期間停止する可能性があるものと認識する必要があり、鉄道の機能停止を前提として、鉄道長期停止時における代替輸送手段の確保方策の検討を行っていくものとします。

3-3 物資の輸送が長期間停止する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の被害想定では、緊急輸送道路において、計 46 箇所の被害が想定されるものの、主に路面亀裂や段差程度の限定的な損傷であり、応急補修程度で救助活動や緊急物資の輸送道路としての機能を回復できる程度であるとされています。

早期の緊急輸送路の機能回復が実施できる体制整備を図るとともに、被災者に対して必要な物資を確実に供給できる、物資の管理・供給体制の構築が重要であると考えられることから各種取組を実施しているところであり、各取組が災害時において着実に効果を発揮できるよう、実施状況等を確認していく必要があります。



推進方針

緊急輸送路の機能を早期に回復し、被災者に対して必要な物資を確実に供給できる、物資の管理・供給体制の構築を推進していくものとし、緊急輸送路の整備、輸送車両の確保・増強、民間物流事業者との連携に基づく物資輸送体制の整備等について多面的に推進します。

3-4 情報通信が輻輳・途絶する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の通信施設に関する被害については、強風時の冬 18 時に地震が発生したと想定した場合、固定電話については、直後は約 267,000 回線（不通率 59.2%）が影響を受け、1 日後においても、約 95,000 回線（不通率 21.2%）が影響を受けると想定されています。応急復旧日数は、最大で 8 日と想定されており、多くの区は 6 日程度で通信の影響は解消されていくと想定されています。

また、携帯電話については、発災直後は本市の大部分で、非常につながりにくい状態になることが想定されています。



推進方針

地震等の発生により電気通信設備に被害が生じた場合、事業者は本市の要請に応じて連携を図り、情報通信の復旧に向けた応急措置を講じることで、情報のそ通ができないことによる社会不安の解消に努めます。

また、情報通信対策の一環として、デジタルの活用に向けた適切な取扱・運用に関するルールの整備や、ICT-BCP の観点を踏まえたデジタルインフラ（※）対応等を行うことにより、災害時

も含めデジタルの安心で安全な活用を推進します。

※ 5G、通信網、データセンターなど、社会・産業のデジタル化に向けたIT全般の技術基盤のこと。

3-5 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【防災施設等の整備における課題】

災害発生時は、身の安全の確保や避難行動を促すため、行政からの情報を、市民へ防災行政無線等を用いて迅速・正確に伝達する必要があります。しかし、豪雨時等は、防災行政無線のスピーカーの音が聞こえにくいこともあるので、多様な情報配信手段を確保することが求められます。



推進方針

災害発生時の避難情報や被害情報、また、行政の対応状況等を伝達するための手段（情報システム整備等）については、既に多くの対策を実施していることから、現状においてはそれを維持し、災害時の運用を確実にする段階であるため、各種システムのメンテナンスや、情報伝達手段の周知に努めるものとします。

事前に備えるべき目標4：必要不可欠な行政機能を確保する

4-1 市の行政機能が低下する中で、応急対応行政需要に適切に対応できない事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【位置的な特性上の課題】

首都圏の環状都市群を形成する業務核都市として、本市の行政機能の麻痺・停滞が周辺都市に与える影響は大きく、そのため、災害時には情報収集や応援・受援、広域防災拠点の活用等において、周辺都市と連携した体制をとることが求められます。

【防災施設等の整備における課題】

公共施設等の建設・整備をする場合は、災害時のために、防災機能を付加した整備を一層推進する必要があります。

公共施設等では、災害時の大規模停電に備え、コージェネレーションシステム（※）や自家発電設備等の防災機能の整備を推進する必要があります。

防災拠点施設が被災した場合に備え、各施設がバックアップとして相互に支えあえるよう、防災拠点施設のネットワーク化を推進する必要があります。

【防災体制上の課題】

災害発生後は、迅速な災害応急対策の実施が必要であり、また、市民生活に大きな影響を与える通常業務の早期再開が必要となります。しかしながら多数の業務を同時に行う必要があることから、本市の職員の不足が想定されます。また、本市の職員自体が被災することで、職員動員人数の減少が見込まれます。

そのため活動マニュアルや業務継続計画は、社会情勢の変化や、組織改革に応じて、継続的に修正・改善を繰り返す必要があります。

【過去の災害の経験からみた課題】

東日本大震災のような広域かつ甚大な被害が発生した場合、市単独での対応には限界があることを認識し、応急対策職員派遣制度の活用を通じた応援職員の相互派遣等、他自治体との広域的な連携体制を構築する必要があります。



推進方針

災害時においても本市の行政機能を確保し、適切な災害対応及び中核となる事業の継続、あるいは早期復旧を可能とするため、業務継続計画の策定と運用及びこれに基づくマニュアルの整備更新を図り、本市の災害対応力を高めるための対策を推進します。

また、地震や風水害等の大規模自然災害時は、行政単独での対応には限界があることを認識し、自治体間との広域的な連携体制を構築するほか、受援部隊の円滑な支援が受けられるよう、受援体制整備を推進していきます。

※ 天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

事前に備えるべき目標5：生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【防災施設等の整備における課題】

食料や日用品、燃料、仮設トイレ等資機材の充実等、備蓄品を計画的に整備する必要があります。また、その整備に当たっては、地域のバランスや配送方法等を考慮しつつ、備蓄場所を確保する必要があります。

【過去の災害の経験からみた課題】

東日本大震災の経験より、真に必要な市民へ必要な物資を供給するため、必要以上の買いだめや買い急ぎを控えるよう、市民へ呼びかける必要があります。

なお、内閣府において、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現することを目的に、国と地方自治体の間で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化するための仕組みとして「物資調達・輸送調整等支援システム」を開発し、令和2年度より運用開始しています。

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震では、発災後の1週間に約286万食の食料、約353万リットルの飲料水、約40万枚の毛布が必要になると想定されており、それら多数の物資を、備蓄、流通在庫の確保、支援物資の受入れ等で確保する必要があります。



推進方針

食料や日用品、燃料等の物資確保に関しては、行政による備蓄、市民自身による備蓄、流通在庫等の確保、支援物資の受入れ体制構築のそれぞれを、欠けることなくバランスよく推進していく必要があります。

市民に対しては、様々な機会を通じて、ローリングストック（※）等も活用した食料等の備蓄を促していくものとする一方、行政においては、着実な防災備蓄の推進を行っていくものとします。

※ 日常的に非常食を食べて、食べたらいきなり買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法のこと。

5-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の電力供給に関する被害想定では、直後は約345,000軒（停電率62.9%）が停電の影響を受けるとされています。また、1日後においても、約107,000軒（停電率19.4%）が停電の影響を受けると想定されています。応急復旧日数は7日と想定されていますが、多くの区においては3～4日程度で停電は解消されていくと考えられています。

また、都市ガスについては、見沼区と岩槻区を除く区で、安全措置としての供給停止が行われ、約 257,000 件（供給停止率 77.3%）が供給停止の影響を受けると想定され、応急復旧日数は、最大で 15 日と想定されています。



推進方針

事業者は、災害後の円滑な復旧・復興に向けて必要な電力を確保できるよう、電源の多重化を行います。また、再生可能エネルギーや蓄電池、中圧ガス導管を活用したガス発電等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努めます。

本市においては、災害時の応急活動や災害後の円滑な復旧・復興に向け、建築物に必要な電力を確保するために、電源の多重化を行い、十分な期間（最低 3 日間）の発電が可能となるよう体制を整備します。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努めます。

5-3 上水道施設の被害により、給水停止が長期化する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の上水道施設の被害想定では、配水管が約 450 件（被害率 0.13 件/km）の被害を受け、発災 1 日後で約 265,000 人（断水率 21.7%）が断水の影響を受けると想定され、応急給水の需要が相当数に上ることが想定されています。また、応急復旧日数は、17 日と想定されています。



推進方針

上水道施設に関しては、老朽化対策と合わせて耐震化を推進していくとともに、一定期間の供給停止の発生はやむを得ないものとして、応急給水体制の確保に努めます。また、市民に対しても、食料等と合わせた飲料水の備蓄促進に努めていくものとします。

5-4 下水管路の被害、汚水処理施設の長期間停止等により、汚水が滞留する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の下水道管路の被害想定では、約 180 km の管路が被害を受け、直後は約 57,000 人（支障率 5.1%）が機能支障の影響を受けると想定されており、仮設トイレ等の需要が相当数に上ることが想定されています。また、応急復旧日数は、最大で 23 日と想定されています。



推進方針

下水道施設についても、上水道施設と同様に、老朽化対策と合わせた耐震化の推進を行っていくものとします。また、未整備地区については、事業効率の高い区域を中心に汚水整備の推進を図っていくものとします。

5-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価

【被害想定に基づく課題】

建物の倒壊や火災により住家に被害を受けた等で、多数の市民が避難者となり、一部の地区で指定避難所等の収容能力が不足することが想定されます。

さいたま市直下地震では、直後・1 日後は約 204,000 人の避難者が発生し、そのうち約 122,500 人が避難所で生活すると想定されています。また、1 週間後においては断水による避難者が増え、約 224,700 人の避難者が発生し、そのうち約 112,400 人が避難所で生活すると想定されています。さらに、1 ヶ月後においても、依然として避難者は約 204,100 人発生し、うち約 61,300 人が避難所で生活すると想定されています。

また、風水害では、さいたま市被害想定調査（平成 26 年 3 月）時点の計画規模降雨を想定した被害想定にはなりますが、荒川が氾濫した場合、市全域の広い範囲（西区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、南区、岩槻区）の 20 地区（中学校区）で避難所収容人員が不足することが想定されており、各地区の不足収容人数を合計すると、約 282,000 人と多数に上ることが想定されています。



推進方針

良好な避難所運営体制の確保は行政の対応力だけでは困難であり、共助の力を活かした避難所運営体制を確保する必要があります。そのため本市では、指定避難所ごとに、避難予定の自治会等の地域住民や施設管理者及び避難所担当職員による「避難所運営委員会」を組織し、設

置しており、「避難所運営委員会」を中心とした避難所運営体制の構築を行っています。

今後も避難所運営訓練や、各種研修等を通じた、避難所運営を含む地域防災活動の担い手の育成に努めていくものとします。

一方で、被害想定においては、指定避難所等の収容能力が不足することが想定されていることから、避難施設の拡充と環境整備、避難所外避難者の発生抑止と対応方策についても、検討を進めるものとします。

事前に備えるべき目標6：「稼ぐ力」を確保できる経済活動の機能を維持する

6-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【位置的な特性上の課題】

災害により鉄道、道路網が寸断された場合、人・物・情報の停滞により、市民サービスや流通・経済等の都市機能が著しく低下することが懸念されます。

【産業特性の課題】

市内の全従業者の多くが第3次産業に携わっていることから、災害時に鉄道や道路等が寸断されると、従業者や消費者の往来、商品等の流通に影響があります。

また、工場・商業施設等の被害による休止等、事業継続に支障が生じると、人々の経済活動のつながりが全般的に途切れ、商業の販売額の減少等、大きな間接被害を生むことが懸念されるほか、農業被害は農家の活動に影響を及ぼすだけでなく、生産量の低下が食料等の価格高騰を招き、人々の生活を不安定にするおそれがあります。

【防災体制上の課題】

多くの企業が立地する本市においては、地域住民だけではなく、企業が防災に取り組む大切さを啓発し、従業員の安全確保や、行政との防災協力を進めることにより、社会全体としての防災体制を整えることが必要です。

災害発生時の業務・事業継続のためには、各事業所で事業継続計画（BCP）の策定が必要です。



推進方針

市内の従業者の多くが携わっている第3次産業においては、災害時に鉄道や道路等が寸断されることで、従業者や消費者の往来、商品等の流通に影響が生じます。また、第1次産業においては、農業用施設が被る災害や農業用排水の水質汚濁、農用地の土壌汚染、第2次産業においては、設備機械の破損や生産ラインの停止に伴うサプライチェーン（※）の断絶等、様々な被害が想定されます。そのため、社会インフラ設備の耐震化は着実に推進します。

一方で、多くの企業が立地する本市においては、地域住民だけではなく、企業が防災に取り組むことが大切です。企業における防災の取組を啓発し、事業継続計画の策定、従業員の安全確保や、行政との防災協力を進めることにより、社会全体としての防災体制を整備していくものとします。

※ 原材料の調達、生産から製造、物流、販売などを通じて製品やサービスが消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと。

事前に備えるべき目標7：二次災害を発生させない

7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【過去の災害の経験からみた課題】

大正12年9月1日午前11時58分、神奈川県西部を震源とするマグニチュード7.9の地震(大正関東地震(関東大震災))が発生しました。人々は火の手から逃れるべく避難行動をとりましたが、出火点や風向、人の動きなど周囲の様子をうかがいながらの避難であったため、4万人に余りもの死者を出した被服廠跡地(現在、両国国技館の北隣にある東京都慰霊堂の敷地)などの場所と、火災をやり過ごす場所との明暗が分かれることとなりました。

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の火災被害については、強風時の冬18時に地震が発生したと想定した場合、市内の各地で約160件の出火が発生し、木造建築物が多く道路が狭い既成市街地を中心に、発生住民による初期消火や、消防力で消火できなかった出火が市街地延焼に至り、約44,900棟と多数の焼失が発生すると想定されています。

このように多数の延焼火災による焼失が想定されており、多数の延焼火災の発生は本市の脆弱性における主要課題の一つと考えられます。

【土地利用上の課題】

大規模延焼火災の発生を防止するためには、街区レベルでの道路整備や広域避難場所等の機能を有する公園等の整備等、都市施設の安全性の確保が必要です。



推進方針

被害想定では、多数の火災延焼による焼失が想定されており、多数の延焼火災の発生は本市の脆弱性における主要課題の一つと考えられます。

大規模延焼の発生を防止するためには、リスクシナリオ1-1で示した、出火防止対策促進や、消防力の整備強化と合わせて、街区レベルでの道路・公園等の都市基盤を計画的に整備し、都市施設の安全性の確保を図ることが効果的です。そして、延焼が拡大しないような火災に強い市街地の整備を行うことで、全体として火災に強いまちづくりを推進します。

具体的には、現在推進している市街地再開発事業、土地区画整理事業、公園の整備、緑地の確保等を、今後も計画的に推進していくものとします。

また、過去の災害の経験を踏まえ、安全な避難活動を実施するため、指定緊急避難場所・指定避難所の整備のほか、避難誘導體制の整備を図ります。

7-2 危険物・有害物質等が流出する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【過去の災害の経験からみた課題】

東日本大震災における原子力発電所の事故及び放射性物質飛散への対応では、迅速な情報の収集及び把握、並びに、市民に対して冷静な行動を促すための情報提供及び相談体制の構築が課題となりました。

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震では、危険物の流出が3件、施設破損等が38件程度発生すると想定されています。



推進方針

危険物・有害物質に関しては、これらを有する施設の管理者に対する働きかけが重要なことから、危険物施設や高圧ガス施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の育成・強化を図っていくものとします。

また、災害時は、アスベスト等の危険廃棄物の発生が想定されることから、これらによる環境汚染防止対策を検討していくものとします。

事前に備えるべき目標 8 : 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

8-1 大量に発生する災害廃棄物等の処理が停滞する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震では、強風時の冬 18 時に地震が発生したと想定した場合、市全体で約 464 万トン、体積にして約 679 万 m³の廃棄物が発生すると想定されます。



推進方針

被害想定において示されたように、地震災害発生時においては、大量の災害廃棄物の発生が予想されていることから、災害廃棄物対策に関する施策を定めた「災害廃棄物処理計画」の策定に基づき、災害廃棄物の仮置き場の確保、処理方法・体制の確立等を図っていくものとします。

8-2 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【被害想定に基づく課題】

さいたま市直下地震の被害想定では、緊急輸送道路において、計 46 箇所が被害が想定されるものの、主に路面亀裂や段差程度の限定的な損傷であり、応急補修程度で救助活動や緊急物資の輸送道路としての機能を回復できるとされています。

このように、緊急輸送道路については、復旧・復興が大幅に遅れる事態となる可能性は少ないと考えられますが、市域の道路施設について、大規模崩壊を発生させない耐震化対策や老朽化対策の推進と、道路啓開計画・復旧計画の策定等、被害が発生した場合における対応体制の整備の両面を、今後も行っていく必要があります。



推進方針

市域の道路施設について、大規模崩壊となるような被害を発生させない耐震化対策や老朽化対策の推進と、道路啓開計画・復旧計画の策定等、被害が発生した場合における対応体制の整備の両面を推進していくことを基本方針とします。

8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【過去の災害の経験からみた課題】

東日本大震災では、津波浸水や液状化現象、地殻変動等により、土地の境界を示す境界杭や境界鋸等が移動したり、失われたりした結果、土地の境界が不明確となり、迅速なまちの復興を妨げる要因になりました。本市においては、本市が管理する道路や水路と民地との官民境界を確定する区域線整備の実施が完了しているところですが、大規模自然災害発生時に境界情報の消失等により迅速な復興事業が困難となる事態が発生する可能性があり、脆弱性における課題となっています。



推進方針

道路境界確定測量を優先して進めるとともに、国土調査法に基づく地籍調査の実施等により、地籍の明確化を推進していきます。

8-4 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【自然・地勢的な特性上の課題】

荒川等における河川の氾濫や、内水氾濫が発生した場合において、市街地の排水機能の不足や、地盤沈下の進行等により、浸水被害が長期化する可能性があります。そのため、リスクシナリオ 1-3 で示した各種浸水対策事業と合わせて、浸水被害の長期化を防ぐための対策を行う必要があります。



推進方針

リスクシナリオ 1-3 で示した各種浸水対策事業と合わせて、浸水被害の長期化を防ぐための対策として、各種地盤沈下予防対策を推進していくものとします。

8-5 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【防災体制上の課題】

大規模自然災害が発生し、多数の死傷者の発生や、市外への避難者の発生によって、復旧・復興に係る人的資源が失われる可能性があります。また、保育等の行政機能が回復しなければ、

労働環境が失われ、結果的に復旧・復興に係る労働力の低下が発生する可能性もあります。

これらの事態の可能性に対し、行政は、業務継続計画の確実な運用等により、行政機能をその重要度に応じて確実に回復させる必要があります。

また、労働力を確保するための取組として、平時より誰もが働きやすい就労環境の整備を行う等、市内地域経済の活性化を図るための取組を推進することが必要となります。



推進方針

大規模自然災害が発生した場合、多数の死傷者や市外への避難者の発生によって、復旧・復興に係る人的資源が失われる可能性があります。

行政としては、業務継続計画の確実な運用により、必要不可欠な行政機能を確保・継続することで、市民が安心して働ける労働環境の確保に努めるとともに、平時より誰もが働きやすい就労環境を整備するなど、労働力を確保するための取組を推進します。

8-6 ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【過去の災害の経験からみた課題】

平成7年の阪神・淡路大震災以降、様々な災害における被災地で、ボランティア活動が展開され、被災地の復旧に大きな役割を果たしてきました。東日本大震災を含め近年の災害でも、ボランティアの果たす役割は、ますます広範囲かつ重要となっています。その一方で、ボランティアの受入れや被災者ニーズとボランティアのコーディネート等においては、課題も発生しているのが現状です。このような状況を踏まえ、国においては、行政職員がより多くの災害対応に関わる主体と繋がり、防災・減災に向けた地域ごとの施策を考える際の一助となることを期待し「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」を平成30年に作成しています。

本市においても、ボランティアの重要性を鑑みつつ、災害の発生に備え、ボランティア人材の育成・確保、ボランティア活動体制の確立に努める必要があります。



推進方針

大規模自然災害が発生した場合におけるボランティアの重要性を鑑み、社会福祉協議会と連携した、ボランティアの受入れ・登録、活動調整等の体制整備と、ボランティア育成に努めていくものとします。

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【市の防災体制に基づく課題】

災害により住居を失った市民に対し、迅速に住居を確保することは、市民生活を再建する上で重要であるとともに、早期の避難所生活の収束による市民の健康の確保や、避難所運営や物資の供給等に係る職員を災害復旧に従事させることによる復旧の迅速化にもつながる、非常に重要な行政の役割です。

被災した市民に対する住居の確保の方法は、大きく、新規の応急仮設住宅の建設によるものと、民間賃貸住宅等を被災者に提供するものの二種類があります。被害想定において示されたように、多数の市民が、震動による建物倒壊や、火災延焼による焼失により住居を失う可能性があることから、これら二種類の住居確保に関する取組を並行して推進し、被災者に対して迅速に住居を提供できる体制を構築する必要があります。



推進方針

災害により住居を失った市民に対し、迅速に住居を確保することは、市民生活を再建する上で重要であることから、新規の応急仮設住宅の建設と、民間賃貸住宅等を被災者に提供する対策を両輪とし、両者の住居確保対策が、災害発生後迅速に実施できるような体制の整備に努めるものとします。

事前に備えるべき目標9：首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

9-1 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【位置的な特性上の課題】

災害により鉄道、道路網が寸断された場合、市外に出ている市民を始め、本市を来訪している市外の人々が帰宅できない状態になることが懸念されます。

【防災体制上の課題】

地震災害時の帰宅困難者への対策については、一時的な滞留・支援施設に加えて、東京都心部で近年結成されているような、地域企業が集合した支援組織や情報提供体制の整備が望まれます。

【被害想定に基づく課題】

主要ターミナル駅、幹線道路において、大宮区、中央区、浦和区を中心に約141,200人の帰宅困難者が発生し、そのうち約36,600人が屋外で滞留すると想定されています。



推進方針

本市の地域的、社会的特性上、地震発生時には多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、企業等と協働し、一斉帰宅抑制の啓発等の発生予防対策、一時滞在施設の確保拡充、帰宅困難者向け備蓄の推進、帰宅困難者を想定した防災訓練実施等、予防と対応の両面から各種事業に取り組んでいくものとします。

9-2 東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態

地域特性上の課題等に基づく脆弱性評価の結果

【位置的な特性上の課題】

東京都心部が大被害を受ける災害の場合、首都に近接する都市として、本市が避難者の受入れ等のバックアップ機能を果たすことが求められます。

首都のバックアップ機能を果たすためには、都心南部直下地震等、東京都心部が被害の中心域となる災害に対して、本市がいち早くその機能を復旧させることが重要です。そのためには、個別の対策や事業によるのではなく、本計画に基づき、本市の総合的な強靱化を達成する必要があります。



推進方針

東京都心部が大被害を受ける災害の場合、首都に近接する都市として、本市が避難者の受入

れ等のバックアップ機能を果たすことが求められます。

首都のバックアップ機能を果たすためには、都心南部直下地震等、東京都心部が被害の中心域になるような災害に対して、本市がいち早くその機能を復旧させることが重要です。そのため、個別の対策や事業によるのではなく、本計画に基づいた本市の総合的な強靱化を推進していくものとします。

第6章 進行管理

(1) 基本的な進め方

本計画は、まちづくりを始め、教育、情報、福祉などが関連する計画であることから、各関連部局や区役所等と密接な連絡・調整を図り、全庁一丸となって推進します。

また、国や埼玉県はもとより、関係団体、民間事業者、市民等、各主体との連携を強化することで、計画を確実に推進します。

(2) 進捗の管理

本市の強靱化を確実に推進するため、第5章「脆弱性評価と推進方針」に基づき実施する事業・取組については、実施及び進捗状況の見直しや新規事業・取組の追加等を考慮し、別冊資料「さいたま市国土強靱化地域計画に基づく事業一覧」にて毎年度更新を図り、管理を行います。

なお、第1章「計画の前提」にて記載のとおり、本計画と別冊資料は一体的に運用するものです。

(3) 計画の見直し

本計画については、本市を取り巻く社会情勢の急激な変化や、国、埼玉県の強靱化に係る取組状況、また、さいたま市総合振興計画の改定等を踏まえて見直しを行います。

また、本計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針であることから、これら計画の見直しが行われる際は、本計画との整合を図るものとします。

さいたま市国土強靱化地域計画

策定：平成 30 年 3 月 施行：平成 30 年 4 月
改定（一部文言修正）：令和 4 年 3 月 施行：令和 4 年 3 月
改定：令和 5 年 3 月 施行：令和 5 年 4 月

発行 さいたま市

編集 さいたま市総務局危機管理部防災課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 829-1126

FAX 829-1978

E-mail bosaika@city.saitama.lg.jp

この「さいたま市国土強靱化地域計画」は 1,000 部印刷し、一部あたりの印刷経費は、425 円です。

(さいたま市国土強靱化地域計画改定等業務のうち、印刷に要した費用です。)